

第 88 回九都県市首脳会議 報告事項の概要

1 首都圏問題、廃棄物問題、環境問題、防災・危機管理対策についての 主な検討状況（各委員会等における主な検討状況）

（１）首都圏の再生について

報告書 1 ページ

検討の成果	国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。
今後の取組 （案）	国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。

（２）減量化・再資源化の促進について

報告書 2 ページ

検討の成果	消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行うとともに、冊子を活用した啓発を実施した。また、リサイクル制度の見直し等について、国への要望事項の検討を行った。
今後の取組 （案）	引き続き、消費者の資源利用に係る意識向上を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。

（３）廃棄物の適正処理の促進について

報告書 3 ページ

検討の成果	廃棄物の適正処理についての周知啓発事業で制作する動画の内容等を検討した。廃棄物処理に係る現行制度の見直しについて、国に対する要望内容等を検討した。
今後の取組 （案）	環境イベントや公共施設で動画を活用した周知啓発を行う。その他、廃棄物の適正処理に係る課題等について協議、検討を行っていく。

(4) 地球環境の保全について

報告書 4 ページ

検討の成果	省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施するとともに、環境分野における国際協力について、JICA横浜が企画する研修事業の実施に向けて事業内容の検討を行った。
今後の取組 (案)	引き続き、地球温暖化対策として効果的な普及啓発活動を展開するとともに、環境分野における国際協力について、引き続き、九都県市で連携して取組を進めていく。

(5) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

報告書 6 ページ

検討の成果	大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びPM _{2.5} の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を行った。
今後の取組 (案)	引き続き、大気環境改善を一層推し進めるため、光化学オキシダント及びPM _{2.5} の低減に向けた原因物質の排出削減等の啓発活動や自動車排出ガス対策を実施するとともに、効果的な方策について検討していく。また、光化学オキシダント及びPM _{2.5} の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。

(6) 東京湾の水質改善について

報告書 9 ページ

検討の成果	国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等の機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査として水質等の調査を行った。また、令和6年度に各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめを行った。
今後の取組 (案)	東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び結果の公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図る。

(7) 緑の保全、創出施策について

報告書 10 ページ

検討の成果	緑の保全及び創出のため、各都県市の取組や、各々が抱える問題について情報交換を行い、事業改善や新規施策等への参考とした。また、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置や国の財政支援策の拡充等に関して、国への要望活動を行った。
今後の取組 (案)	各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(8) 地震防災・危機管理対策について

報告書 11 ページ

検討の成果	首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、令和7年7月に国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加や防災人材育成の実施に向けた検討を進めた。
今後の取組 (案)	首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布、職員育成のための国民保護に関するセミナーへの参加及び防災人材育成の実施に向けた検討を進めていく。

(9) 合同防災訓練等について

報告書 12 ページ

検討の成果	過去の震災の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第 46 回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を実施した。
今後の取組 (案)	令和 8 年に「第 47 回九都県市合同防災訓練」を実施する。 並行して令和 9 年度の第 14 回図上訓練の実施に向け、検討を行う。

(10) 新型インフルエンザ等感染症対策について

報告書 12 ページ

検討の成果	各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有を行った。
今後の取組 (案)	引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

2 首脳会議で提案された諸問題等についての検討状況

① 九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取組に移行するもの

(1) 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

〔平成26年5月～令和7年12月〕 報告書 13ページ

検討の成果	各都県市における独自の対策や取組について情報共有を行った。
今後の取組 (案)	九都県市での「風しん対策担当者会議」は令和7年12月をもって終了するが、各自治体において、引き続き風しん対策に努めていく。

(2) 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について

〔令和6年12月～令和7年10月〕 報告書 13ページ

検討の成果	各都県市の取組状況や課題の共有を行うとともに、九都県市で連携し、事業者に対して価格転嫁の円滑化について理解と協力を求める周知啓発活動や各都県市の取組の横展開等を行った。
今後の取組 (案)	第88回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

② 今後も九都県市首脳会議として研究会活動を継続していくもの

(1) アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

〔平成 17 年 5 月～〕

報告書 13 ページ

検討の成果	首都圏の高速道路料金については、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。
今後の取組 (案)	引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

(2) 盛土規制法の規制開始について

〔令和 7 年 7 月～〕

報告書 14 ページ

検討の成果	盛土規制法の規制を開始した各都県市の運用上の課題、及びその対応を情報共有するとともに、効果的なPR活動の実施について確認した。
今後の取組 (案)	検討結果を踏まえ、共同してPR活動を実施するとともに、引き続き各都県市の課題及びその対応について共有・研究する。

(3) 働く女性の活躍推進について

〔令和 7 年 6 月～〕

報告書 14 ページ

検討の成果	各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組の意見交換を行うとともに、女性活躍の気運を更に広げるため、自治体間連携に向けた検討を行い、取組を実施した。
今後の取組 (案)	引き続き、各都県市における取組を進めるとともに、九都県市が一体となって女性活躍の気運を更に広げられるよう、連携に向けた検討を行う。

第 88 回九都県市首脳会議

報 告 事 項

令和 7 年 10 月

目 次

I 検討状況の概要

① 首都圏問題についての検討状況の概要	1
② 廃棄物問題についての検討状況の概要	2
③ 環境問題についての検討状況の概要	4
④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要	11
⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要	13

Ⅱ 検討状況に係る資料

1 首都圏問題についての検討状況に係る資料

(別添1) プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について意見書

2 廃棄物問題についての検討状況に係る資料

(別添2) 減量化・再資源化の促進について

(別添3) 廃棄物の適正処理の促進について

3 環境問題についての検討状況に係る資料

(別添4) 令和7年度 環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

(別添5) 令和7年度 環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

(別添6) 令和7年度 環境問題対策委員会大気保全専門部会 事業取組結果

(別添7) 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

(別添8) 令和7年度 環境問題対策委員会水質改善専門部会 事業取組結果

(別添9) 令和7年度 環境問題対策委員会緑化政策専門部会 事業取組結果

4 防災・危機管理対策についての検討状況に係る資料

(別添10) 提案書（地震防災対策等の充実強化）

(別添11) 提案書（国民保護の推進）

5 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況に係る資料

(別添12) 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化に関する検討会
検討状況の概要

(別添13) 盛土規制法の適切な運用に向けた検討会 検討状況の概要

(別添14) 働く女性の活躍推進に向けた取組に関する検討会 検討状況の概要

I 検討状況の概要

① 首都圏問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
1 首都圏の再生について 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。 2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、構成員で情報交換を行った。 3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について 九都県市プレジャーボート不法係留対策連絡調整会議と連携し、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、本年8月15日に意見書を提出した。 その内容は、別添1のとおりである。	1 首都圏の再生について 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。 2 東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等について 国の大都市圏制度等に関する動向を注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進める。 3 プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について 国の対応状況を踏まえ、情報収集に努めるなど、引き続きプレジャーボートの不法係留の抜本的な解消と船舶の航行安全対策の一層の推進に向け、共同の取組を進める。

② 廃棄物問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
1 減量化・再資源化の促進について 概要は、別添2のとおりである。 (1) 持続可能な資源利用促進事業 ア 「チャレンジ省資源宣言」事業を広く周知し、消費者の資源利用に係る意識の向上を図るため、宣言事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発を行った。 イ 食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子を活用した啓発を行った。 (2) ウェブサイト等管理運営事業 当委員会の取組や域内の廃棄物関連の情報を発信することで、域内住民一人ひとりの環境行動の契機となるよう、ウェブサイトの管理運営を行うとともに、SNSを活用した広報を行った。 (3) リサイクル関連法等に関する要望 リサイクル関連法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。	1 減量化・再資源化の促進について (1) 持続可能な資源利用促進事業 ア 引き続き、協力事業者と連携し消費者の資源利用に係る意識向上を図るとともに、アンケートで得た消費者の意見等を事業者に共有することで、事業者の取組促進を図る。 イ 引き続き、九都県市域内における食品ロス削減に向けた行動の浸透と定着を目指し、普及啓発活動を実施するとともに、効果的な方策について検討する。 (2) ウェブサイト等管理運営事業 引き続き、域内住民に対して訴求力の高い広報を目指し、九都県市での情報共有及び情報発信を行っていく。 (3) リサイクル関連法等に関する要望 検討した要望事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
2 廃棄物の適正処理の促進について 概要は、別添3のとおりである。 (1) 産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業 中小規模の事業者を対象に、産業廃棄物に関する基本的な知識の普及を目的とした啓発動画を制作し、動画の内容や配信方法について検討を行った。 (2) 適正処理促進情報提供事業 ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&Aについて、九都県市間での意見交換の内容を踏まえて更新を行った。 (3) 一斉路上調査 「産廃スクラム 37」と協働し、九都県市域内の各ブロックで産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を行った。 (4) 廃棄物制度の見直し等の要望 廃棄物処理法等の問題点について意見交換を行い、国に対する要望内容を検討した。 (5) 電子マニフェスト普及促進事業 九都県市が排出事業者として率先して行動するため、電子マニフェストの使用や今後の活用方法に関する情報交換等を行った。	2 廃棄物の適正処理の促進について (1) 産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業 環境イベントへの出展時や公共施設のデジタルサイネージ等で啓発動画を活用する。広く継続的な周知啓発を行い、産業廃棄物の適正処理を推進する。 (2) 適正処理促進情報提供事業 ウェブサイト上の廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&Aについて、内容を充実させる。 (3) 一斉路上調査 一斉路上調査の結果を基に、九都県市域内における産業廃棄物の不適正処理事業者の指導に関する情報交換等を行う。 (4) 廃棄物制度の見直し等の要望 九都県市間で要望内容についての検討を進め、国に対して要望を行う。 (5) 電子マニフェスト普及促進事業 引き続き情報交換等を行い、九都県市が排出事業者としての立場から電子マニフェストの使用を進める。

③ 環境問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
1 地球環境の保全について (1) 環境分野における国際協力 JICA横浜が企画する「青年研修／都市環境管理コース」事業の実施（令和7年11月～12月実施予定）に向けて事業内容の検討を行った。 その概要は、別添4のとおりである。 (2) 地球温暖化対策 概要は、以下及び別添5のとおりである。 ア 省エネ・節電キャンペーン 公共施設・学校等へのチラシ配布や省エネ家電買替キャンペーンを通じて、住民、事業者に対し、省エネ・節電行動を呼びかけ、地球温暖化対策に向けた効果的な普及啓発活動を実施した。 イ 再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの更なる普及促進を図るため、小学生向けバスツアーを実施するとともに、事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業に関する協定を民間企業と締結し、共同購入支援事業を開始した。	1 地球環境の保全について (1) 環境分野における国際協力 環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続き、九都県市で連携した取組を進めていく。 (2) 地球温暖化対策 ア 省エネ・節電キャンペーン 新たな国民運動「デコ活」と連携し、引き続き、省エネ家電買替キャンペーンの実施等を通じて、省エネ・節電行動を呼びかける普及啓発活動を実施する。 イ 再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーの更なる普及促進を図るため、小学生向けバスツアー及び、事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業等を実施する。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
ウ 水素社会の実現に向けた取組 水素エネルギーに関するチラシを活用した普及啓発を実施した。 「水素基本戦略」を踏まえた取組を一層加速するよう、国に要望を行った。また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。 エ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組 九都県市共通の気候変動対策に係る調査の検討や、次年度の施策展開に寄与するよう政策情報交換を実施したほか、脱炭素社会実現に向け、国に対し要望活動を行った。	ウ 水素社会の実現に向けた取組 水素エネルギーへの更なる理解を促進するため、普及啓発を実施する。 また、「水素基本戦略」の進捗状況や、「水素社会推進法」等を踏まえ、必要に応じて国等への働きかけを行うとともに、水素エネルギー関連事業者等との情報交換を行う。 エ 温暖化対策に係る調査・研究等の取組 政策情報を共有し各都県市間の施策展開等の参考情報としていく。 また、九都県市共通の気候変動対策等に係る調査を検討するとともに、脱炭素社会の実現に向け、国に対し要望活動を行う。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について 概要は、別添6のとおりである。 (1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策 ア 原因物質の排出削減対策 光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向けた夏季VOC対策に関する啓発活動を実施した。 また、原因物質の排出削減に関する対策について、業界等への協力依頼を実施した。 さらに、民生品からのVOC排出削減を図るため、動画を活用した啓発等の取組を行った。 イ ガソリンベーパー対策 ガソリン小売業の事業者にリーフレットを配付し、ガソリンベーパーを回収する機能を有する計量機（StageⅡ対応の計量機）の導入を呼びかけた。	2 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について (1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM2.5) 対策 ア 原因物質の排出削減対策 光化学オキシダント及びPM2.5の濃度の低減に向け、原因物質の排出削減に関する取組を引き続き実施する。 また、現在、国で検討されているVOC削減対策を踏まえ、新たな対策等について検討を行う。 イ ガソリンベーパー対策 今後とも原因物質の排出源対策の一環として、StageⅡ対応の計量機の導入を促す啓発活動等について継続して実施する。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
(2) 自動車排出ガス対策 ア ディーゼル車対策 粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県の条例に基づき取り組んでいるディーゼル車の運行規制について、10 月を強化月間として位置づけ、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等における車両検査及びポスターやデジタルサイネージによる広告掲示等の啓発活動を行った。 イ 流入車対策 リーフレットや首都圏のトラック協会機関誌等により、運送事業者等に対して、環境により良い自動車の利用を呼びかけた。 ウ 粒子状物質減少装置指定制度 現在、DPF（ディーゼル微粒子除去フィルター）21 社 39 型式、酸化触媒 13 社 33 型式を粒子状物質減少装置として指定している。 エ エコドライブの普及 5 年ぶりに J A F との共催の講習会を開催したほか、エコドライブ啓発動画等による啓発活動を行った。	(2) 自動車排出ガス対策 ア ディーゼル車対策 ディーゼル車の運行規制に係る広報活動等の取組を行う。 イ 流入車対策 今後も、リーフレット等を活用し、環境により良い自動車の利用を推進する取組を行う。 ウ 粒子状物質減少装置指定制度 装置の販売やアフターサービス体制などを踏まえつつ、今後も、九都県市粒子状物質減少装置指定制度を適切に運用する。また、路上等での車両検査により把握した装置装着車両情報を引き続き共有する。 エ エコドライブの普及 動画を活用した啓発等効果的な取組を検討、実施する。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
(3) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度 低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図った。 イ 指定低公害車の普及啓発等 指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。 また、これまでに指定低公害車の普及が大気環境へ与えた影響について、効果検証を実施するため、委託調査を行った。 ウ 低公害車指定制度の在り方検討 今後の低公害車指定制度の在り方について、低公害車指定委員会の意見も踏まえ検討を行い、令和8年度まで指定制度を継続し、その間、新たな制度への移行に向けた検討を進めることとした。 (4) 国への要望 大気環境の状況を踏まえ、大気環境の更なる改善に向けた国への要望の実施について検討を行う。	(3) 指定低公害車の普及 ア 低公害車指定制度 着実に低公害車指定制度を運用し、指定低公害車の普及拡大を図る。 イ 指定低公害車の普及啓発等 指定低公害車の普及状況の把握及び効果的な普及啓発を引き続き進める。 ウ 低公害車指定制度の在り方検討 引き続き、今後の低公害車指定制度の在り方について検討を行う。 (4) 国への要望 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について、国に対し、令和7年11月に要望を行う。 その概要は、別添7のとおりである。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
3 東京湾の水質改善について 概要は、別添8のとおりである。 (1) 富栄養化対策 国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等 122 機関・団体が連携し、東京湾環境一斉調査を実施した。 (2) 東京湾底質改善対策 令和6年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめを行った。 (3) 普及啓発 各都県市の協力を得ながら普及啓発活動等で使用する写真やイラスト等のデータである素材集を拡充した。また、素材集を都県市民向けのイベント等で活用した。	3 東京湾の水質改善について (1) 富栄養化対策 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進める。また、各都県市の水質改善に係る取組について情報交換を行う。 (2) 東京湾底質改善対策 各都県市が実施した東京湾底質調査について取りまとめ、その結果を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載するとともに、底質改善対策の効果の検証及び東京湾再生の取組等への活用を図る。 (3) 普及啓発 各都県市の協力の下、作成した素材集を拡充するとともに、都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用する。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
4 緑の保全、創出施策について 概要は、別添9のとおりである。 (1) 調査・検討 緑の保全及び創出のための施策や取組、また、各都県市の抱える問題に関する情報交換を行った。 (2) 国への要望 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援策の拡充等について、国に対し、令和7年8月に要望を行った。 (3) 普及啓発 各都県市の緑化関係のイベント情報を環境問題対策委員会のウェブサイトで公表した。また、広く都県市民の緑化推進の意識付けを目的として、普及啓発品を作成し、活用した。	4 緑の保全、創出施策について (1) 調査・検討 各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。 (2) 国への要望 都市の動向や実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、引き続き国に対する要望を行う。 (3) 普及啓発 各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

④ 防災・危機管理対策についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
1 地震防災・危機管理対策について (1) 国への提案活動 首都圏における「地震防災対策等の充実強化」及び「国民保護の推進」について、制度の検証や対策の検討を行い、必要な項目について、令和7年7月に、国に対し提案活動を行った。 その内容は、別添 10 及び別添 11 のとおりである。 (2) 帰宅困難者対策 災害時帰宅支援ステーションや災害用伝言ダイヤル等を記載したリーフレット、ハンドブック及び啓発用ポスターの配布を行うなど、住民等への啓発活動を実施した。 (3) 国民保護制度 国の研究機関や学識経験者が実施する国民保護に関するセミナーに参加（第1回は令和7年11月、第2回は12月に実施）を予定するとともに、各都県市の取組や課題等に関する情報共有を行うなど、テロや初動対応等に関する取組を進めた。 (4) 防災人材育成 各都県市の職員における防災意識の向上や知識の定着を図るために昨年度実施した防災人材育成に係る研修について、本年以降の実施に向けて検討を進めている。（令和7年11月に実施予定）	1 地震防災・危機管理対策について (1) 国への提案活動 引き続き、制度の検証や対策の検討を行い、地震防災・危機管理における課題について、国に対し、提案活動を行う。 (2) 帰宅困難者対策 引き続き、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図るとともに、帰宅困難者対策として、リーフレット、ハンドブック等の配付を行い、住民等への普及啓発の取組を進める。 (3) 国民保護制度 国民保護制度の動向について情報収集を行いつつ、担当者会議等を通じて危機管理対策に関する研究等を進める。 (4) 防災人材育成 各都県市の考えを踏まえ、本年以降の研修実施等の検討を進める。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
2 合同防災訓練等について (1) 実動訓練 能登半島地震や東日本大震災等の教訓や課題と、これまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、「第 46 回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、地域の特性を踏まえた訓練を令和 7 年 9 月 1 日及び防災週間等を考慮した適切な日に実施した。 3 新型インフルエンザ等感染症対策について 各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有を行った。 4 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について 国の「追加的対策」は令和 7 年 3 月をもって終了したが、各自治体での今後の取組の参考とするため、令和 7 年 4 月以降に独自で実施している対策や取組について情報共有を行った。	2 合同防災訓練等について (1) 実動訓練 令和 8 年に「第 47 回九都県市合同防災訓練」を実施する。 (2) 図上訓練 令和 9 年度の第 14 回図上訓練の実施に向け、検討を行う。 3 新型インフルエンザ等感染症対策について 引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。 4 風しん撲滅に向けた各都県市の取組について 九都県市での「風しん対策担当者会議」は令和 7 年 12 月をもって終了するが、各自治体において、引き続き風しん対策に努めていく。

⑤ 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況の概要

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について 首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成 28 年 4 月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。 本研究会では、引き続き、首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行った。 2 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について（再掲） 国の「追加的対策」は令和 7 年 3 月をもって終了したが、各自治体での今後の取組の参考とするため、令和 7 年 4 月以降に独自で実施している対策や取組について情報共有を行った。 3 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について 各都県市の取組状況や課題の共有を行うとともに、九都県市で連携し、事業者に対して価格転嫁の円滑化について理解と協力を求める周知啓発活動や各都県市の取組の横展開等を行った。 周知内容は、別添 12のとおりである。	1 アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について 引き続き、首都圏の新たな高速道路料金導入後の国や高速道路会社等の動向に注視しつつ、情報収集や首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。 2 風しん撲滅に向けた各都県市の取組について（再掲） 九都県市での「風しん対策担当者会議」は令和 7 年 12 月をもって終了するが、各自治体において、引き続き風しん対策に努めていく。 3 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について 第 88 回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

検 討 の 成 果	今 後 の 取 組 (案)
4 盛土規制法の規制開始について 盛土規制法の規制を開始した各都県市の運用上の課題、及びその対応を情報共有するとともに、効果的なPR活動の実施について確認した。 その内容は別添 13のとおりである。 5 働く女性の活躍推進について 各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組の意見交換を行うとともに、女性活躍の気運を更に拡げるため、自治体間連携に向けた検討を行い、取組を実施した。 その内容は別添 14のとおりである。	4 盛土規制法の規制開始について 検討結果を踏まえ、共同してPR活動を実施するとともに、引き続き各都県市の課題及びその対応について共有・研究する。 5 働く女性の活躍推進について 引き続き、各都県市における取組を進めるとともに、九都県市が一体となって女性活躍の気運を更に拡げられるよう、連携に向けた検討を行う。

Ⅱ 検討状況に係る資料

プレジャーボートの不法係留対策及び

安全対策について

意見書

令和7年8月

九都県市首脳会議

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について、次のとおり措置講じられますよう、九都県市首脳会議
として意見書を提出します。

令和7年8月15日

国土交通大臣 中 野 洋 昌 様
農林水産大臣 小 泉 進 次 郎 様

九 都 県 市 首 脳 会 議

座 長 横 浜 市 長 山 中 竹 春

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

神 奈 川 県 知 事 黒 岩 祐 治

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

千 葉 市 長 神 谷 俊 一

さいたま市長 清 水 勇 人

相 模 原 市 長 本 村 賢 太 郎

プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について

近年、小型船舶操縦免許新規取得者数は増加傾向にあるが、運航ルールやマナー等の遵守は十分でなく、なかでも、プレジャーボートの利用環境を巡る課題は多様化しています。

東京湾域においては、その課題の一つであるプレジャーボートの放置が依然、多く見られ、周辺環境の悪化や係留場所の私物化、港湾・河川等の公共事業への障害、公共施設の損傷など様々な問題を引き起こしている状況にあります。また昨年、海上保安庁が扱った東京湾内におけるプレジャーボートの海難船舶隻数は62隻であり、海運、漁業等に対して深刻な影響を及ぼしています。

このため、九都県市首脳会議では、プレジャーボートの不法係留対策及び安全対策について緊急かつ積極的に取り組む必要があることから、調査・検討を進めるとともに、不法係留を解消するうえからも必要と考えられる制度の創設等、法の整備を要望してきたものです。

この間、国におかれましても河川法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律等の改正により船舶の放置に対応できるよう法整備を進めていただきました。さらに平成25年5月22日には「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、令和4年度までの10年間でプレジャーボートの不法係留の解消を図ることを目標としてきました。

ついては、計画期間は終了しましたが、プレジャーボートの不法係留の抜本的な解消には至っておらず、また、航行安全対策の一層の推進のためにも、早期に次の措置を講じられるようお願いいたします。

- 1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）
- 2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）
- 3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）
- 4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）
- 5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）
- 6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

意見項目の説明

1 小型船舶（総トン数20トン未満の船舶）について、保管場所を義務づける制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

九都県市首脳会議としては、従前から小型船舶の登録制度と併せて保管場所の義務づけ制度の創設を要望してまいりましたが、小型船舶の登録等に関する法律を整備していただいたことにより、今後は所有者不明船が減少することが期待されます。

しかし、プレジャーボートの不法係留を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務づけることが不可欠であることから、プレジャーボートの係留・保管能力の向上のための取り組みと併せて、保管場所の整備に応じた保管場所義務づけ制度の創設を引き続き要望します。

なお、制度の創設にあたっては、登録制度との整合性を図るうえからも総トン数20トン未満の小型船舶全体を対象に義務づけを要望します。

2 河川、港湾、漁港等の管理者が、簡易な手続きで不法係留船の撤去及び撤去後の措置が執れるよう制度を創設されたい。（農林水産省、国土交通省）

〔説明〕

河川法、港湾法、漁港及び漁場の整備等に関する法律等の改正により、所有者が確知できない場合における簡易代執行の制度が創設されるとともに、撤去した船舶に対する措置についても明確に規定されました。

しかし、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法の手続きにより処理されることとなることから、代執行に至るまでの手続きが煩雑であり、また同法には代執行後の物件の保管や処分についての規定也没有ありません。

小型船舶の登録制度の実現により、今後所有者不明船は減少することが予想されますが、円滑な放置艇対策を実施するうえからも、所有者が判明している船舶に対しても簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が行えるよう制度の創設を要望します。

なお、撤去後の船舶の廃棄に要する費用についても所有者等に負担させることができるような制度を創設されるよう要望します。

3 プレジャーボートについて、強制保険制度を創設されたい。（国土交通省）

〔説明〕

東京湾内における海上保安庁取扱いの海難事故船舶隻数は、昨年122隻を数えました。その中でもプレジャーボートの事故隻数は62隻となっております。

九都県市首脳会議としては、従前から免許制度の充実を要望してまいりましたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法を改正していただいたことにより、免許・講習制度の充実が図られることから、所有者の質的向上が期待されます。

しかし、水上レジャーが活発化、多様化する中で、特にプレジャーボートは人的被害につながりやすいことから、保険加入者を拡大し、円滑な賠償が行われるよう、強制保険制度の創設を要望します。

4 FRP船リサイクルシステムを活用した放置小型船舶処理促進事業について、助成金等の補助事業の新設により恒久的制度として確立されたい。（国土交通省）

〔説明〕

FRP船リサイクルシステムを活用して地方公共団体が放置艇及び沈没船の処分を行う放置小型船舶処理促進事業については、プレジャーボート関係業界団体の支援（日本財団助成金）により、一定の目的が達成されましたが、今後も放置艇及び沈没船の処分は発生することから、同様の補助事業の新設を求めるところです。

例えば、プレジャーボート販売時に購入者がリサイクル費用の一部を負担する等の仕組みにより財源を確保する等して、かかる補助事業が恒久的制度として確立していくよう要望します。

5 船舶番号等の表示を日本小型船舶検査機構が直接行うよう船舶番号の表示制度を改正されたい。（国土交通省）

〔説明〕

船舶番号及び検査済年の表示は、船舶検査の際に日本小型船舶検査機構から交付される船舶番号及び検査済年のシールを所有者が貼付することにより行われています。

しかし、船舶番号のシールの貼付がない船舶や検査済年のシールの貼替えがない船舶があります。このため、船舶番号や最新の検査済年がわからない状況であり、不法係留対策に支障をきたしています。

については、検査機関または登録機関が適正な表示を行うことを要望します。

6 小型船舶操縦者が飲酒により正常な操縦ができないおそれがある状態（酒気帯びの状態を含む。）で小型船舶を操縦した場合における罰則規定を設けられたい。（国土交通省）

〔説明〕

プレジャーボート、水上バイクその他の小型船舶の航行安全対策の一層の推進に当たっては、危険な走行の原因をなくすことが重要ですが、危険な走行の原因の多くである酒酔い・酒気帯び操縦への他の河川利用者等からの不安の声が大きく、飲酒が関わる海難は死傷率も高いことから、これらに対する取り締まりの強化が不可欠です。

しかし、自動車を運転する場合とは異なり、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の40第1項の操縦に対する直接的な罰則はありません。

ついては、航行安全対策の一層の推進のため、酒酔い・酒気帯び操縦に対する罰則規定の創設を求めます。

1 減量化・再資源化の促進について

(1) 持続可能な資源利用促進事業

ア 目的

九都県市が、事業者による容器包装やワンウェイプラスチック、食品廃棄物の減量化やリサイクル等の自主的な取組を支援していくこと及び消費者に事業者の取組を周知することにより、環境に配慮した行動を選択することを促し、資源の大量消費から、持続可能な資源利用への転換を促進していく。

イ 令和7年度の取組

消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、「チャレンジ省資源宣言」宣言事業者と連携したプレゼントキャンペーンをはじめとする普及啓発活動を行い、事業者の取組を効果的に発信するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意見等を事業者に共有することで事業者の取組を支援した。

食品ロスの現状や課題を広く周知するため、食品ロス削減をテーマとした冊子を活用した啓発を行った。

「エコプロ 2025」に出展し、食品ロス問題、過剰包装問題、使い捨てプラスチック問題について周知するとともに、宣言事業者の具体的な取組をPRすることで、消費者の気づきと行動変容を促すほか、他の出展企業等からの関心の想起及び当該企業等との連携の契機とし、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会の取組やキャンペーンについて来場者や出展企業等に対し広くPRする。

(ア) 「チャレンジ省資源宣言」キャンペーン協力事業者内訳

協力事業者：33社（昨年度比 同）

内 訳：小売・外食事業者 15社

製造事業者 18社

業 種	事業者名
小売・外食事業者 (15社)	イオンマーケット株式会社、イオンリテール株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社エコス、サミット株式会社、株式会社シジシージャパン、生活協同組合コープみらい、生活協同組合ユーコープ、株式会社ダイエー、株式会社東急ストア、ネッソー株式会社、富士シティオ

	株式会社、株式会社マルエツ、株式会社ヤオコー、株式会社 Ripples
製造事業者 (18 社)	アサヒ飲料株式会社、アサヒビール株式会社、味の素 A G F 株式会社、江崎グリコ株式会社、株式会社エフピコ、キッコーマン株式会社、玉露園食品工業株式会社、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社、サッポロビール株式会社、シーピー化成株式会社、中央化学株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、株式会社ファンケル、プリマハム株式会社、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、山崎製パン株式会社、株式会社ヨコタ東北、リスパック株式会社

(イ) ポスターの掲示、リーフレット配架に協力いただいた小売店：
計 1,070 店舗（昨年度比 168 店舗減）※10 月 1 日時点

事業者名	協力店舗数
イオンマーケット株式会社	35 店舗
イオンリテール株式会社	77 店舗
株式会社エコス	37 店舗
サミット株式会社	123 店舗
生活協同組合コープみらい	89 店舗
生活協同組合ユーコープ	38 店舗
株式会社ダイエー	77 店舗
株式会社東急ストア	76 店舗
富士シティオ株式会社	48 店舗
株式会社マルエツ	305 店舗
株式会社ヤオコー	165 店舗

(ウ) 活動結果

○ プレゼントキャンペーンを通じた普及啓発

- ・リーフレットやウェブサイトからキャンペーンに応募していただく中で、宣言事業者の取組を効果的に発信し、消費者の資源利用に係る意識向上を促進するとともに、キャンペーン実施時のアンケート結果を分析し、消費者の意識を事業者に伝達することで、事業者の取組を支援した。

実施期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）～12 月 15 日（月）

- ウェブを活用したキャンペーン等の情報発信
 - ・ Instagram 広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図った。
 - ・ Google 関連サイト等でコンテンツ閲覧時に、ディスプレイエリアに表示される広告を活用し、キャンペーンサイトへの誘導を図った。
 - ・ 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会公式 X（旧 Twitter）及び公式 Instagram にて、キャンペーンの広報を行った。
- ポスター掲出による普及啓発
 - ・ 協力店舗や協力事業者のオフィス、その他域内の公共施設等においてポスターを掲出し、当該事業の普及啓発を実施した。
実施期間：通年（自治体・施設により、掲出期間が異なります。）
- エコプロ2025 における P R 活動
 - ・ エコプロ 2025 に出展し、チャレンジ省資源宣言事業や宣言事業者の取組の周知及びキャンペーンの P R を行う。

（２）ウェブサイト等管理運営事業

ア 目的

分かりやすく効果的に九都県市域内の廃棄物関連の情報の発信をすることで、域内住民の環境行動の契機となるよう、訴求力のある広報を目指した検討、ウェブサイトの運用及び情報の共有を行う。

イ 令和 7 年度の取組

エコ・コラムの継続や X（旧 Twitter）による情報発信など、訪問者にとってより分かりやすく、親しみやすい情報発信や、訴求力の向上を念頭にウェブサイトの管理運営を実施した。

（３）リサイクル関連法等に関する要望

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（農林水産省、経済産業省及び環境省）に対して要望する。

要望日：令和 7 年 11～12 月予定

2 廃棄物の適正処理の促進について

(1) 産業廃棄物の適正処理についての周知啓発事業

ア 目的

廃棄物の広域的な課題解決に向け、九都県市間での連携を活かし、適正処理を促進するための普及啓発に係る取組等を実施する。

イ 令和7年度の実施状況

中小規模の事業者を対象に、産業廃棄物に関する基本的な知識の普及を目的とした啓発動画を制作し、ウェブサイトやSNSを通じて効果的な広報を展開した。また、環境イベントや公共施設に設置されたデジタルサイネージにおいても当該動画を活用し、継続的な周知啓発を実施した。

(2) 適正処理促進情報提供事業

ア 目的

廃棄物の適正処理を促進するため、適正処理に関する情報をウェブサイトで提供するとともに、事業者に対して廃棄物処理法等の周知を図る。

イ 令和7年度の実施状況

廃棄物の適正処理に関する有用な情報を提供するため、九都県市間で意見交換を行った。その結果を踏まえ、ウェブサイト上に掲載している「Q&A検索」の内容を更新した。

(3) 一斉路上調査

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（通称名「産廃スクラム37」）と共同し、高速道路インターチェンジ等において産業廃棄物収集運搬車両を対象とした積載物やマニフェストの検査を実施した。

実施日	令和7年10月10日（金）
実施場所	東名高速道路 横浜町田インターチェンジ ほか

(4) 廃棄物制度の見直し等の要望

廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を整理し、国（環境省及び国土交通省）に対して要望することとした。

要望日：令和7年11月～12月予定

(5) 電子manifesto普及促進事業

九都県市が排出事業者としての立場から電子manifestoの活用を推進するため、構成各自治体における使用状況や課題等について情報交換を行った。

令和 7 年度 環境問題対策委員会幹事会 事業取組結果

環境分野における国際協力**1 目的**

平成20年の首都圏連合フォーラム環境行動宣言に基づくアジアやアフリカ諸国等に対する環境分野における国際協力・途上国支援の取組として、独立行政法人 国際協力機構 横浜センター（以下「JICA横浜」という。）が企画する途上国を対象とした研修事業に参画し、環境関連事業や具体的な施設の紹介等を通じて、研修対象国の今後の国づくりにおける環境分野をはじめとした課題解決や取組の推進に資する知識や意識の向上を図る。

2 実施時期（予定）

令和 7 年11月16日（日）から令和 7 年12月 3 日（木）まで

3 事業内容（予定）

(1) 事業名

2025年度青年研修「カンボジア・環境管理（都市環境管理）（A）」

(2) 研修対象国

カンボジア

(3) 研修員

13名

(4) 研修日程

日程	プログラム	担当機関
11/16（日）	来日	
11/17（月）	ブリーフィング 日本語（講義） 近隣散策	JICA 横浜
11/18（火）	開講式 プログラムオリエンテーション カントリーレポート発表	JICA 横浜 九都県市
11/19（水）～11/28（金） ※土日祝除く	環境（水質汚濁等）に係る講義・視察	九都県市 環境省
12/1（月）	総括レポート等の作成・発表準備	九都県市
12/2（火）	総括レポートの発表 評価会 閉講式	九都県市 JICA 横浜
12/3（水）	帰国	

令和 7 年度 環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会 事業取組結果

省エネ・節電キャンペーン

1 目 的

九都県市が自らの率先行動の取組を示し、住民、事業者が、省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン
 令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月まで(通年実施)
 令和 7 年 5 月から令和 8 年 4 月まで(通年実施)
- (2) ホームページを活用した情報提供 (<https://tokenshi-kankyo.jp/global-w.html>)
 令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月まで(通年実施)
 令和 7 年 5 月から令和 8 年 4 月まで(通年実施)
- (3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン
 令和 7 年 9 月から令和 7 年 12 月まで

3 事業内容

- (1) 「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーン
 - ア キャンペーンテーマ
 「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電
 - イ 取組内容
 - (ア) 各都県市における率先行動、取組推奨期間としてのクールビズ・ウォームビズの実施
 【取組推奨期間】
 - a クールビズ
 令和 7 年 5 月から令和 7 年 10 月まで
 - b ウォームビズ
 令和 7 年 12 月から令和 8 年 3 月まで (予定)
 - (イ) 企業、団体等への協力依頼
 - (ウ) チラシによる普及啓発
 啓発用チラシの電子データを各都県市内の公共施設、
 小・中学校、その他関係団体へ送付し、住民、事業者に
 節電及び地球温暖化対策に向けた取組への協力を呼びかけた。



(2) ホームページを活用した情報提供

省エネ・節電及び地球温暖化対策に係る普及啓発活動、各都県市における取組、関係機関の情報を掲載した関連ページのリンク先や地球温暖化に関する基礎情報等を掲載し、住民や事業者等への啓発を行った。

(3) 九都県市省エネ家電買替キャンペーン

家庭での電気使用量が多いエアコン・電気冷蔵庫について、省エネ性能の高い製品への買替を啓発するキャンペーンを実施する。

ア 期間

令和7年9月から令和7年12月まで

イ 対象者

応募時点で九都県市内に居住し、自宅で10年以上使用しているエアコン、冷蔵庫を期間内に対象製品に買い替えた者（買い増しは対象外）

ウ 対象製品

a エアコン

統一省エネラベルにおける多段階評価点が、以下の要件を満たすもの

- ・冷房能力が2.8kW以下の製品は★3以上のもの
- ・冷房能力が3.6kW以上の製品は★2.2以上のもの

b 冷蔵庫

統一省エネルギーラベルにおける多段階評価点が★3以上のもの

再生可能エネルギーの導入促進

1 目的

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、九都県市が連携し効果的な事業を実施することで、更なる普及啓発を図ることを目的とする。

なお、「太陽エネルギーの更なる普及促進」については、九都県市共通の課題であり、今後も連携して取り組む必要があることから、引き続き事業内容に反映していくこととする。

2 主な取組と実施時期

(1) 再生可能エネルギーに関するバスツアーの開催

令和7年7月から令和7年8月まで2コース計8回実施

(2) 事業者向け再生可能エネルギー電力の共同購入支援事業の実施

令和7年7月から令和8年3月まで（予定）

(3) ホームページの作成

適宜実施

3 事業内容

(1) 再生可能エネルギーに関するバスツアーの開催

九都県市域の次世代を担う小学生とその保護者を対象として、再生可能エネルギー関連施設等の見学・体験イベントを実施した。

(2) 事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業の実施

「事業者向け再生可能エネルギー電力共同購入支援事業に関する協定」を民間企業と締結した。協定先が実施する電力リバースオークションサービス※を活用して、再生可能エネルギー電力の購入価格を抑えることで、九都県市の事業者における再生可能エネルギー電力の利用を促進する。

※ 一定期間何度でも再入札が可能な「競り下げ方式」によるオークションを通じて事業者と小売電気事業者をマッチングさせるサービス

協定期間

令和7年3月28日から令和8年3月31日まで（予定）

(3) ホームページの作成

適宜実施

水素社会の実現に向けた取組

1 目的

水素エネルギーは利用段階では二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーであることから、「次世代のエネルギー」の主役として期待されており、水素社会の実現を目指して、九都県市が連携して情報共有を図りながら、啓発事業、要望活動、事業者との情報交換等を実施する。

2 主な取組と実施時期

(1) 国への要望

令和7年5月

※「脱炭素社会実現に向けた取組の推進について」において要望

(2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換

検討中

(3) 水素エネルギーの啓発事業

再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」の実施

3 事業内容

(1) 国への要望

令和7年5月に経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して要望を行った。

(2) 水素エネルギー関連事業者等との情報交換

検討中

- (3) 水素エネルギーの啓発事業

再生可能エネルギーに関するバスツアー「サステナブルエネルギーツアー」の実施を検討

温暖化対策に係る調査・研究等の取組

1 目 的

効果的な地球温暖化対策の手法等を九都県市及び各都県市内の市区町村職員間で情報共有を図り、各都県市での取組を促進する。

2 主な取組と実施時期

- (1) 九都県市共通調査等の実施
検討中
- (2) 政策情報交換会の実施
令和7年6月
- (3) 九都県市共同要望の実施
令和7年5月

3 事業内容

- (1) 九都県市共通調査等の実施
検討中
- (2) 政策情報交換の実施
各自治体での施策展開に寄与するよう、情報交換希望事項を各自治体から募り、本年は、「熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し」「各都県市における、再エネ特措法およびガイドラインに基づく「周辺地域の住民」の範囲に関する事前相談等について」をテーマに政策情報交換を実施した。
- (3) 九都県市共同要望の実施
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に対して脱炭素及び水素社会の実現に向けた共同要望を実施した。

脱炭素社会実現に向けた取組の推進について

【経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要望事項

- (1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出
- (2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供
- (3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
- (4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立
- (5) 水素社会実現に向けた取組の強化
- (6) 代替フロン排出削減の徹底

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けたムーブメントの創出

気候変動問題への対応は、これを経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代に突入している。国民一人一人が気候変動問題を自分事として理解し、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが重要である。

< 具体的要望内容 >

脱炭素化に資する取組、製品・サービスを増加させていくため、国民・消費者の新しい暮らしを強力に後押しするとともに、2022年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」等を活用し、深刻化する気候危機の状況やカーボンフットプリント情報の見える化など国民に分かりやすく情報発信することなどにより、脱炭素型ライフスタイルへの行動変容に向けて、より具体的かつ統一的なムーブメントを創出すること。

(2) 区域ごとのエネルギー消費データ等の提供

国は2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。また、2035年度60%削減、2040年度73%削減を目指すこととした。

国の地球温暖化対策計画において、目標の設定とその達成に向けた具体的な対策・施策の設定を地方自治体が講ずべき措置に位置付けており、温室効果ガス排出量の算定、脱炭素化の取組及びエネルギー政策の更なる推進や施策等の検討のためには、地域のエネルギー利用状況の実態を把握する必要があるものの、電力・ガスの自由化以降、把握が難しくなっている。

また、再生可能エネルギーについては、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、種別ごとの導入容量を施策の実施目標として設定することとされたが、地方自治体では、固定価格買取制度（FIT）で認定を受けた設備以外の情報把握が困難であることから、地方自治体が必要な情報を得られる仕組みを速やかに整備する必要がある。

国は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」において、区域内のエネルギー消費データ（系統から供給された電力、都市ガス）については、

年1回、都道府県・市町村に対してデータ提供を行うことを基本的な方針とし、2023年11月に「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されており、国の分科会においてそれ以外の内容についても公表を検討しているものの、自家消費や卒FITを始めとする再生可能エネルギーの設備容量などは、現在においても提供されていない。

<具体的要望内容>

国が地方自治体に提供するデータの内容は、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案に資するよう、主体別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに区域内における再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。また、地域の住民や事業者等が使用した再生可能エネルギー由来の電力量を温室効果ガス排出量の削減に反映させるため、電力量を把握する仕組みづくりを検討すること。

(3) 脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

気候危機が一層深刻化する中、ウクライナ・ロシア情勢は、エネルギーの安全保障の脆弱性という課題を改めて顕在化させた。この問題を乗り切るためには、脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する必要がある。

<具体的要望内容>

脱炭素化とエネルギー安全保障を一体的に実現する視点から、以下の取組を一層加速させること。

ア エネルギーの更なる効率的利用

エネルギーの効率的な利用が重要であることを踏まえ、高効率設備・機器等の普及やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物のゼロエネルギー化の実現に対する支援を継続・強化すること。

イ 再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入に係る補助制度の抜本的な拡充を図ること。また、次世代型太陽電池に関しては、普及拡大に向けた需要創出の観点等から公共施設等への率先的な導入が重要である。政府機関への導入目標を早期に示し、率先して導入するとともに、幅広く自治体施設等への導入が進むよう、量産や安定供給への支援を行うこと。

「第7次エネルギー基本計画」において、2040年に向け、まずは2030年度エネルギー需給見通しなどで示した具体的な施策を着実に実行することとされているため、特に今後数年間で取り組む事項や期限を明確化し、実現に向けた行動を一刻も早く開始すること。

また、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、発電事業者等が新たな発電計画を策定しても、高額な系統増強費用の請求による事業断念や、接続可能となっても系統混雑時には出力抑制を課せられるなど、全国的に系統制約が依然として発生しているため、発電した再生可能エネルギーを無駄にすることのないよう、再生可能エネルギーの優先接続を一層推進するとともに、電力需給調整機能の一層の活用、地域間連系線の最大限活用などにより、再生可能エネルギーの系統接続の最大化を図ること。

加えて、現行の地域間連系線の増強スケジュールを前倒しするとともに、将来

を見据えた全国規模での系統増強を計画的かつ早期に進めること。

ウ 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進

脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給との両立を図る観点から、火力発電の脱炭素化に向けて、化石燃料からグリーン水素等への燃料転換に対して更なる支援策を講じるとともに、こうした施策が国民や国際社会等から十分な理解が得られるよう丁寧に説明すること。

(4) 革新的技術の確立支援及び国内排出量取引制度の確立

「部門別CO₂排出量の現況推計（2021）」では、産業部門からの排出量は総排出量の4割を超えており、「2050年カーボンニュートラル」を目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組が重要となる。しかし、事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として、日本全国または世界規模での「2050年カーボンニュートラル」を目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

<具体的要望内容>

産業部門における大幅なCO₂排出量の削減に向け、令和3年6月に改定された「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」にて示されたカーボンリサイクル技術等の革新技术確立のための財政支援を強化すること。

また、2026年度から本格稼働を予定している国内排出量取引制度は、総量削減を中核とする実効性の高い制度とすること。

(5) 水素社会実現に向けた取組の強化

水素エネルギーの普及拡大に当たっては、コスト低減、インフラ整備、規制緩和、更なる技術開発、国民への理解促進など多くの課題があり、国における先導的対応とともに、官民一体となった課題解決が求められている。令和6年5月に成立した「水素社会推進法」の実施を踏まえ、国と自治体の連携のもと支援の充実を図り、水素社会の実現に向けた取組を行う必要がある。また、令和5年6月に改定の「水素基本戦略」を踏まえ、国主導による九都県市全体を捉えた水素供給拠点（受入基地）や水素パイプラインをはじめとした供給インフラの整備から、燃料電池バスや燃料電池トラック等の大型商用車両での活用や発電・製鉄等の産業利用などあらゆる分野での水素利用の拡大まで、サプライチェーンの構築に向けた取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

水素社会の実現のため、以下の取組を一層加速させること。

ア 水素ステーション等に係る規制緩和の更なる推進

「水素基本戦略」に掲げる水素ステーションの整備目標（2030年度までに1,000基程度）を達成するためには、更なる整備拡大に向けた規制緩和等の措置が必要であるため、安全性の確保を前提として、「規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）」等に掲げる規制見直し項目のうち、措置されていない項目を着実かつ速やかに推進すること。

また、障壁の高さに係る技術基準の見直しを進めるとともに、公道と水素充填設備との保安距離規制に関して、ガソリンスタンド並の更なる緩和を進めること。

加えて、水素ステーションの保安検査方法について、事業者負担の軽減、営業休止期間の短縮をより一層進めること。

また、水素に関する新技術・新製品の許認可に係る期間について、安全性の確保を前提として短縮を図ること。

イ 水素ステーション整備・運営に係る継続的な支援の実施

燃料電池自動車の普及が進まない要因の一つとして、水素ステーションの設置箇所数が少ないことが挙げられるため、水素ステーションの整備や運営に不可欠な経費に対しての継続的かつ十分な支援を実施すること。特に経常的な運営経費に加えて、経年による機器故障時の交換費用や供給能力の増強等による休業時の損失等についても、運営事業者の実際の費用負担額に見合う支援を実施すること。

また、大型車両への対応に伴う能力増強工事や事業所専用の水素ステーション整備、パイプラインによる水素供給を含む多様なニーズに対応するためのマルチステーション化を柔軟に実施できるように補助制度の見直しを図ること。

ウ 燃料電池自動車等の普及促進及び用途拡大・技術開発のための財政支援等の実施

依然として普及が低迷している乗用の燃料電池自動車に加え、安定的な水素需要が見込める燃料電池バスや燃料電池トラックの普及促進は、水素エネルギーの早期普及拡大に向け必要不可欠であるため、国による財政支援について、強化・拡充すること。

また、ユーザーのニーズに対応するため、乗用及び産業用燃料電池自動車の車種の拡大等を図るために、開発メーカー等への支援を継続すること。

エ グリーン水素の活用促進のための積極的な施策展開

脱炭素社会実現の柱となるグリーン水素について、製造・供給・利用に関する規制の緩和や水素製造コスト低減に向けた技術開発を進めるとともに、製造・供給・利用するための設備導入や運用に対し継続的な財政支援を行うこと。

また、グリーン水素の認知度を向上させるとともに、グリーン水素の環境価値の評価を確立し、活用に向けた仕組みを検討するなど、積極的な施策展開を図ること。

(6) 代替フロン排出削減の徹底

地球温暖化対策として温室効果ガスの削減に取り組んできた結果、温室効果ガスの総排出量は削減されている一方で、温室効果の高い代替フロンの排出量は年々増加しており、2030年における温室効果ガス46%削減（2013年度比）の実現に向けた地球温暖化対策を推進する上でも、代替フロンの排出削減が喫緊の課題である。

代替フロンの排出削減に当たっては、代替フロン排出量の約7割を占める第一種特定製品の管理者や解体工事の発注者・解体業者等によるフロン排出抑制法の遵守に加え、第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進、漏えいしにくい第一種特定製品の製造技術の開発、代替フロンの温室効果に係る国民への理解促進などの多くの課題がある。これら全国規模の課題を解決するためには、国による先導的取組を一層加速させることが必要である。

<具体的要望内容>

代替フロンの排出削減に向け、以下の取組を一層加速させること。

ア 代替フロンの温室効果に係る啓発の更なる充実

温室効果が極めて大きい代替フロンの排出を削減するためには、国民一人一人が代替フロンの温室効果を理解し、身の回りで使用しているフロン類使用製品の適正な管理と適正な処理に取り組むことが重要であることから、事業者のみならず広く一般国民に対する啓発をより一層充実させること。

イ 第一種特定製品使用時における漏えい防止技術の普及促進・開発支援

代替フロンの排出削減が進まない要因の一つとして、使用中の第一種特定製品からの漏えいに対する効果的な施策が不足していることが挙げられる。使用中の漏えいを防止するためには、フロン排出抑制法に基づく適正管理に加え、漏えいの初期段階における第一種特定製品の補修を速やかに行うとともに、第一種特定製品を使用する際の最上流とも言える生産過程で、漏えいしにくい製品を開発・製造・流通させることが重要であることから、国は常時監視技術をはじめとした第一種特定製品使用時のフロン類の漏えい防止に資する技術の普及に向けた取組に加え、漏えいしにくい製品の製造技術の開発支援などを行うこと。また、第一種特定製品の管理者に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

ウ 第一種特定製品廃棄時における回収率向上に向けた取組の強化

第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率が未だ低迷していることから、国は、第一種特定製品の管理者、解体工事の発注者や工事関係事業者等に対する法令の周知徹底を図るなど、回収率向上のための施策を着実に推進すること。

令和7年5月28日

経 済 産 業 大 臣 武 藤 容 治 様
（GX実行推進担当）
国 土 交 通 大 臣 中 野 洋 昌 様
環 境 大 臣 浅 尾 慶 一 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

令和 7 年度 環境問題対策委員会大気保全専門部会 事業取組結果

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

1 目的

大気中の光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の低減に向けた原因物質の排出削減対策や、窒素酸化物及び粒子状物質の削減に向けた自動車排出ガス対策等を行う。

2 主な取組

(1) 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策

平成 31 年 4 月から、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策について、九都県市で連携して取り組んでいる。

<「夏季の VOC 対策」の重点実施>

6 月から 9 月までの間を「夏季の VOC 対策」重点実施期間と設定し、本対策の必要性や原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減に向けた九都県市の取組について、あおぞらネットワークホームページへの掲載や九都県市共通リーフレットの配布等の啓発活動によって、VOC の排出削減を呼びかけた。

また、光化学スモッグの低減を目的に、事業者及び業界団体へ VOC 排出削減の推進について協力依頼を実施した。

九都県市同日発表
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

令和 7 年 5 月 28 日
報道発表資料

6 月から 9 月は「夏季の VOC 対策」重点実施期間です！
～九都県市で連携して光化学スモッグ等の改善に取り組みます～

光化学スモッグは、気温が高く日射量が多い夏季を中心に、光化学オキシダントが濃縮され発生します。
首都圏でも光化学スモッグ注意報が毎年発生されており、その対策には、主要な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出削減が重要です。
また、VOC の排出削減は、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の低減にも有効と考えられています。
九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、光化学スモッグ対策の一環として、6 月から 9 月を「夏季の VOC 対策」重点実施期間に設定し、事業者や住民に向けて VOC の排出削減を広く呼びかけ、光化学スモッグ等の改善に取り組みます。

光化学オキシダントの生成メカニズムと VOC 排出削減対策の重要性
VOC（揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds）は、有害な光化学オキシダントの原因物質の一つです。光化学オキシダントが高濃度になると、光化学スモッグが発生します。

● VOC の使用例
- 塗料（塗料、接着剤の洗浄剤）
- 印刷（インク、オフセット印刷の溶剤）
- 燃料 - 接着剤 等

● VOC の特性
- 高蒸気圧
- 大気中で NO_x（窒素酸化物）と共に太陽光を受けて、光化学オキシダントを生成
- SPM（浮遊粒子状物質）や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）を生成

● 光化学オキシダントの影響
- 健康への影響（目や喉への刺激など）
- 植物への被害
（光化学オキシダントの発生で、植物がダメージを受け、葉が枯れるなど）

⇒光化学オキシダントを減少させるためには、原因物質である VOC を削減することが重要です。

1 重点実施期間
令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
（光化学スモッグ注意報が発表されやすい時期及びその前後を含む期間）

2 VOC 排出削減に向けた主な取組
○ 事業者や一般家庭で実施できる VOC 削減手法の普及啓発
※九都県市あおぞらネットワークホームページ内の「光化学オキシダント・PM_{2.5}対策について」
（https://www.9tokai.jp/nox/voc/ox_content/commen.html）で具体的な取組を紹介しています。
○ 事業者や業界団体に対する VOC 等の原因物質削減の取組促進に向けた協力依頼
○ 各都県市のホームページや広報紙を用いた情報発信

参考：光化学スモッグ注意報等に関する情報提供
光化学スモッグ注意報等が発令された場合は、各都県市のホームページやメール配信サービス等での住民の啓発・周知を行います。掲載されるまでの間、臨時でお願いする活動が実施されます。

お問い合わせ先
各都県市担当

事業者の皆様へ
VOC 排出削減にご協力をお願いします！
夏場は気温が高く、特に有機溶剤が蒸発しやすい時期です。

光化学オキシダントの生成メカニズムと VOC 排出削減対策の重要性
VOC（揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds）は、有害な光化学オキシダントの原因物質の一つです。光化学オキシダントが高濃度になると、光化学スモッグが発生します。

● VOC の使用例
- 塗料（塗料、接着剤の洗浄剤）
- 印刷（インク、オフセット印刷の溶剤）
- 燃料 - 接着剤 等

● VOC の特性
- 高蒸気圧
- 大気中で NO_x（窒素酸化物）と共に太陽光を受けて、光化学オキシダントを生成
- SPM（浮遊粒子状物質）や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）を生成

● 光化学オキシダントの影響
- 健康への影響（目や喉への刺激など）
- 植物への被害
（光化学オキシダントの発生で、植物がダメージを受け、葉が枯れるなど）

⇒光化学オキシダントを減少させるためには、原因物質である VOC を削減することが重要です。

夏季対策の重要性
光化学スモッグ注意報は、夏季に多く発令されます。
※光化学オキシダントが高濃度（0.12 ppm以上）となり、その継続が発見される場合に発令

● 光化学オキシダントが高濃度になりやすい気象条件
① 最高気温が 25℃以上
② 日照がある
③ 風速が弱い（海風からの流入がある など）
⇒夏季は条件がそろいやすい時期、特に対策が重要です。

VOC 排出削減対策のメリット

無駄な薬料を防ぎ、
廃材料費を削減

作業所の悪臭・従業員
の健康被害の防止

悪臭苦情の減少

「夏季 VOC 対策」報道発表資料

VOC 排出削減リーフレット

(2) 自動車排出ガス対策

ア ディーゼル車対策

自動車からの粒子状物質の排出を抑制するため、一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の条例により平成 15 年 10 月からディーゼル車運行規制を実施している。条例施行月である 10 月を強化月間として位置付け、高速道路のサービスエリアやパーキングエリア等におけるポスターやデジタルサイネージによる広告掲示、首都圏の運送事業者機関誌に記事掲載、運送事業者等へのリーフレット等の配布などにより啓発した。



デジタルサイネージ広告

イ エコドライブの普及

自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出の削減につながり、さらに燃費向上や交通安全にもつながるエコドライブの普及を図るため、平成 30 年度及び令和 3 年度に作成した普及啓発動画をシネアド（映画広告）で放映するなど、普及啓発動画等による啓発活動を実施した。

また、J A F との共催により、九都県市×J A F エコドライブ講習会を開催した。



令和 3 年度作成動画



平成 30 年度作成動画

（３）指定低公害車の普及

九都県市低公害車指定指針に基づき、自動車メーカーからの申請により九都県市指定低公害車の指定事務を行い、指定低公害車の普及拡大を図った。

また、指定低公害車の普及状況を把握するため、各都県市内における指定低公害車の普及台数を調査した。

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。また、光化学オキシダントやPM2.5は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質である揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）については、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度により削減が進んだものの、近年その傾向は鈍化しており、光化学オキシダントやPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく総量削減基本方針の効果として、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減は進んでいるが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントやPM2.5の原因物質であるVOCや窒素酸化物（以下「NO_x」という。）等の主要な発生源となっているほか、タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵の環境への影響を把握するための測定方法が確立されていない状況となっている。

現在、国では光化学オキシダントに関する環境基準の見直しや新たな対策の検討が進められているが、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントやPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

については、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 VOC 排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディーゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。
- 5 タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

令和 7 年 1 1 月 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 様

国土交通大臣 中 野 洋 昌 様

環 境 大 臣 浅 尾 慶一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

東京湾の水質改善について

1 目 的

東京湾の水質改善のため、九都県市の水質保全部局、下水道部局及び港湾部局の連携により、下水道整備等の富栄養化対策について調査・検討等を行う。

2 主な取組と実施時期

(1) 東京湾環境一斉調査

令和7年7月から9月まで

(水質調査の基準日は、令和7年8月6日(水曜日))(予備日は8月20日(水曜日))

(2) 東京湾底質調査

通年

(3) 水環境の保全に係る普及啓発

通年

3 事業内容

(1) 東京湾環境一斉調査

国、自治体、大学・研究機関、企業及び市民団体等122機関・団体(令和7年7月30日時点)が連携し、東京湾環境一斉調査を実施する。

(2) 東京湾底質調査

令和6年度に実施した東京湾底質調査結果を取りまとめ、結果の検証を行うとともに、取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する。

(3) 水環境に係る啓発普及

各都県市が実施する啓発事業において、パネルや啓発資料に活用するための素材集を拡充する。

4 成 果

(1) 東京湾環境一斉調査

ア 調査日

令和7年8月6日(水曜日)(予備日は8月20日(水曜日))を基準日とし、基準日を含む数日間を中心に、海域及び陸域(河川等)において水質調査を実施した。

イ 参加機関

国、大学、企業等 計122機関・団体

ウ 調査項目

海域：水温、塩分、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、透明度

陸域(河川等)：水温、流量、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、透視度

エ 調査結果

例年、調査結果に基づき、東京湾の溶存酸素量(DO)等の水平分布図を表層、中層、底層ごとに作成している。代表的な河川では、河口からの距離に応じて流量等を示した分布図を作成している。

調査結果は、東京湾再生推進会議ウェブサイトの東京湾環境一斉調査のページにおいて公表している。今年度も同様の取りまとめ及び公表を行う予定である。

(2) 東京湾底質調査

令和6年度における各都県市の東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめをおこなった。取りまとめた内容を環境問題対策委員会のウェブサイトに掲載する予定である。

(3) 水環境の保全に係る普及啓発

各都県市の協力を得ながら素材集を拡充した。素材集を都県市民向けの普及啓発に係るイベント等で活用した。

令和 7 年度 環境問題対策委員会緑化政策専門部会 事業取組結果**調査・検討****1 目的**

各都県市の事業改善や新たな事業実施につなげていくため、各都県市における緑の保全及び創出施策について調査・情報交換を行う。

2 実施内容

各都県市の施策・事業紹介

- ・各都県市で取り組んでいる施策・事業について質疑・意見交換（部会・WG 合同会議）。

国への要望**1 目的**

社会情勢の変化や各都県市の実情を踏まえ、緑地の保全及び創出の推進のために、必要な法令改正の措置や、財政支援策の拡充等を図るよう、国に対する要望を行う。

2 実施内容

令和 7 年度も引き続き国への要望を実施（令和 7 年 8 月 21 日（木曜日））した。内容については、各都県市の意向を確認し、要望事項の絞り込みと要望内容の検討を行った。

普及啓発**1 目的**

各都県市の緑化の取組について、環境問題対策委員会のウェブサイト等を活用し、引き続き広く周知を行う。また、広く都県市民に緑化推進の意識付けをするため、普及啓発品を作成し、活用する。

2 実施内容**（1）ホームページの運営**

ホームページに掲載している各都県市の緑化政策関係資料やみどりのイベント情報等の更新を行った。

（2）普及啓発品の作成

広く都県市民の緑地保全の意識醸成を目的として、各都県市の緑化イベント等で配布しやすい普及啓発品としてシードシェイプを作成し、各都県市のイベント等で活用した。

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書

令和7年8月

九都県市首脳会議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

令和7年8月21日

緑は魅力的な景観を生み出し、人々の生活に豊かさと潤いを与えてくれます。そのほか、豪雨における洪水や土砂崩落の防止などの防災・減災機能、ヒートアイランド現象の緩和、動植物の移動・生息域の確保など、多様な機能を有しております。

九都県市では、これら緑の機能を良好な都市環境形成に必要なグリーンインフラとして、これまで法律に基づく特別緑地保全地区の指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより保全するとともに、都市公園の整備により創出するなど、さまざまな取り組みを進めてきました。

しかしながら、我が国は少子高齢・人口減少社会に直面し、これまで緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足のほか、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に係る財源の不足などの課題を抱えています。

さらに、新型コロナ危機を契機に、市民意識やまちづくりの方向性が大きく変化し、緑とオープンスペースに対する多様な市民ニーズの高まりとともに、その重要性が再認識されております。

また、都市における緑地の質・量両面での確保に向けて都市緑地法等の一部を改正する法律が令和6年11月8日に施行されたところですが、緑の基本方針に示す緑被率3割以上という全体目標に向けて、引き続き必要な法令改正及び、制度創設の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様
農林水産大臣	小 泉 進次郎 様
国土交通大臣	中 野 洋 昌 様
環 境 大 臣	浅 尾 慶一郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

(別紙)

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに地方公共団体独自の条例等に基づく緑地（以下「保全緑地」）に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げについて、制度を拡充していただきたい。

3 公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能維持増進への財政支援策の拡充

地方公共団体による公園緑地等の用地取得・整備に係る国庫補助率を上げるとともに、保全緑地の買入れ・機能維持増進に関する財政支援制度の拡充や維持管理に対する財政支援制度を新たに創設していただきたい。

また、グリーンインフラの活用による気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、官民に対する財政支援制度を拡充していただきたい。

4 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

5 相続税における物納制度の拡充

相続税における物納制度を拡充し、地方公共団体が保全対象とする緑地については、無償又は減額貸付する制度を新たに創設していただきたい。

6 相続税の取得費加算の特例の復活

平成26年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻していただきたい。

7 生産緑地地区に対する支援の拡充

買取りの申出のあった生産緑地を地方公共団体が買い取るための財政措置の支援拡充を実施していただきたい。

8 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の継続

みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置については、民間による公開緑地整備を支援するため、引き続き継続していただきたい。

9 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の継続

国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得する制度が創設されたことから、安定的な買入対応のため税制の特例等、制度の継続をしていただきたい。

10 広域計画等に係る支援の拡充

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、広域計画及び基本計画を策定する際の緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する支援制度を拡充していただきたい。

11 優良緑地確保計画認定制度のインセンティブ措置の充実

民間事業者等による緑地確保の取組を促進する観点から、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）についてインセンティブ措置の充実を図っていただきたい。

(要望内容の趣旨)

- 1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段である。

このため、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とするなど、保全緑地への税負担の軽減措置を要望するものである。

また、市民緑地契約制度にて設置した市民緑地や公園用地として借地している緑地に対する評価減の割合を引き上げることは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全の促進に繋がるため、これらの緑地に対する評価減の割合の引き上げも併せて要望するものである。

- 2 特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらし、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

- 3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に関する地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理、さらに緑地がグリーンインフラや生物多様性の側面から適切な機能を発揮するための管理適正化については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考える。

また、緑化による暑熱緩和対策や雨水貯留浸透対策などグリーンインフラの活用による多面的な効果によって、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けた官民に対する財政支援制度の拡充を要望するものである。

- 4 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

しかしながら、この緑地保全奨励金等は課税されていることから、緑地保全施策の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

- 5 相続税の物納については制度の活用が難しいため、物納制度の拡充により緑地の保全を推進するとともに、相続税の物納地のうち、地方公共団体が緑地保全施策により保全対象と位置付けている緑地について、無償又は減額貸付する制度の創設を要望するものである。

- 6 相続税の納税資金として、相続した土地等の譲渡代金を考える場合、改正後の取得費加算の特例では、取得費に加算できる相続税額が減少することとなり、相続税額の増加になる。譲渡資産の取得費に加算することができる対象は、譲渡の有無にかかわらず、取得したすべての土地等の相続税を対象とする改正前の制度の復活を要望するものである。

- 7 生産緑地地区は、営農者の死亡等により買取りの申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、指定が解除され、その多くが宅地化されている。

こうした状態を踏まえれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが懸念される。

そこで、生産緑地の買取りの申出に対し、各々の実情に応じた望ましい緑地保全に向け地方公共団体が計画的に対処できるよう、地方公共団体に対する財政支援策の拡充を講じていただきたい。

8 新型コロナ危機を経て、都市部における緑とオープンスペースに対するニーズが高まる一方で、地方公共団体による用地取得を前提とした事業だけでは限界があり、都市公園等の面積が不足している地域は未だに多い。

そこで、市民緑地認定制度にて設置した民間の公開緑地の整備は、都市公園等の機能の補完につながることから、令和8年度末までの延長をしていただいたところだが、引き続き認定市民緑地に係る税制特例の継続を要望するものである。

9 近年は、緑の基本方針による国全体での市街地の緑被率3割という目標、カーボンニュートラルを目標とする国・地域の急増や30by30等の保護区域拡大に関する国家方針の決定といった緑地保全への機運が高まっており、地方公共団体が保全を図ってきた緑地の価値や役割が重要視されている。

一方、地方公共団体では地権者の買入れ申し出から実際に買入れるまでに数年要し、早急な買入れ申し出への対応が困難となっている現状を踏まえ、所要の資金・体制を有する国が指定する法人が一時的に緑地を取得・保有・維持管理し、後年地方公共団体が当該緑地を取得することができる制度が創設されたことから、安定的な買入れ対応のため登録免許税・不動産取得税の特例の継続等、制度の継続を要望するものである。

10 グリーンインフラなど、生物多様性や雨水貯留機能をはじめとする緑地の多面的機能が重視されており、広域的・計画的に緑地を保全・整備していくことが必要である。それに伴い、デジタルデータの集積や、それらを統合的かつ広域的に評価することの難易度や調査コストが高まりつつあり、広域計画等を策定する上での大きなハードルになることが見込まれる。

都市緑地法の改正により、緑の基本方針が策定されたことから、地方公共団体の広域計画等の策定にあたって、緑地の多面的機能等の調査・評価・データ整備に対する技術的・財政的支援の拡充を要望するものである。

11 民間事業者等による良質な緑地の創出や維持管理は、都市における緑地の確保にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、それらの取組が促進されるよう、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）について、さらなる活用促進に向けた調査研究を進めるとともに、インセンティブ措置の充実を図ることを要望するものである。

以上について要望するものである。

提 案 書

(地震防災対策等の充実強化)

令和 7 年 7 月

九都県市首脳会議

令和7年7月

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

提案項目 目次

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

1	帰宅困難者対策を推進するための取組	1
2	被害認定調査の体制整備及び被災者台帳の導入に向けた支援	2
3	高層建築物等への長周期地震対策	3
4	富士山等の大規模噴火による火山灰対策	3
5	大規模水害対策	4
6	首都圏に立地する石油コンビナートにおける減災対策の促進	5
7	安定的な燃料供給体制の確立	5
8	緊急地震速報の改善	6
9	訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化	6
10	地震・津波対策の財政支援	6
11	マンションにおける防災力の向上	6
12	ライフライン施設の耐震化	7
13	一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組	7
14	伝達手段の多様化・立体化	7
15	倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置	8
16	避難所環境整備に資する大型資機材等の確保に係る支援	9
17	孤立集落対策に対する財政支援	9
18	被災者支援システムの標準化	9
19	国の防災体制の強化	9

首都圏における地震防災対策等の充実強化について

令和6年能登半島地震では、激しい揺れによる建物倒壊や延焼火災をはじめ、津波、土砂崩れ等による甚大な被害が発生したほか、各所で道路や通信等が寸断し、多くの孤立集落が発生した。また、長引く避難生活等により、災害関連死で亡くなる方の割合は直接死を上回る状況となっている。我が国の総人口の約3割が集中する首都圏においても、首都直下地震等の大規模災害の発生が懸念されており、国と九都県市がより一層連携して、防災対策の実効性をさらに高めていくことが重要である。

また、火山活動の活発化、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生等、地震以外の自然災害に対しても、首都圏住民が安心して住み、働くことができるよう、備えの充実強化が求められている。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減し、首都機能を維持するため、地震防災対策等の一層の充実強化を図るよう、下記事項について提案する。

記

1 帰宅困難者対策を推進するための取組

帰宅困難者対策を推進するため、以下の事項に取り組むこと。

- (1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようになること。
- (2) 事業者が一時滞在施設に協力しやすくなるよう、以下の事項に取り組むこと。
 - ①法改正を行い、「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。
 - ②受入れた帰宅困難者のための3日分の飲料水や食糧等の備蓄が実施できるよう財政措置を講じること。
 - ③一時滞在施設の運営に際し、事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受ける際の手続きを明確に示すこと。
 - ④一時滞在施設に協力をした事業者に対する法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

- (3) 帰宅困難者の発生に伴う混乱を防止するため、住民及び来街者、事業者に対して「むやみに移動を開始せず、安全な場所に留まる」という発災時の原則を周知徹底させること。
- (4) 帰宅困難者となった要配慮者の帰宅支援について、広域搬送などの具体的なオペレーションを地方公共団体と連携し、地域の特性等を考慮の上、検討を進めるとともに、財政支援、人的支援を行うこと。

2 被害認定調査の体制整備及び被災者台帳の導入に向けた支援

平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和 6 年能登半島地震等では、多くの市区町村において被害が広範囲にわたったため、住家被害認定調査に係る業務量が飛躍的に増加し、全国の自治体からの多くの支援を必要とした。首都直下地震が発生した際の九都県市域内における被害が甚大になることが見込まれる中、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 自治体を対象とした、住家被害認定調査の判定方法等の研修のプログラムを新設し、調査水準の均一化を図り、全国的な支援体制を構築すること。
- (2) 罹災証明書は、概ね 1 か月以内と速やかな交付が求められ、被害認定調査の効率化・迅速化が不可欠であることから、自己判定方式等の採用等のより簡易な判定方法を整理すること。また、風害・水害・地震などの災害種別に応じた部位毎の損傷判定早見表やデジタルツインや AI などの最新技術も活用し、調査業務を円滑に行えるツールを整備すること。
- (3) マンション等の堅牢な建築物等、汚泥や汚水等の水害によって、居住に適さない状態となった、住家被害については、被害の実態に沿った適正な被害認定を行えるよう、部位による判定に係る家屋の被害認定基準（非木造住家の部位別構成比の割合等）を見直すこと。
- (4) 住家被害認定の判定方法について、徹底して簡略化すること。
- (5) 住家被害認定の判定基準について、建て替えの可否を判定基準にする等、抜本的に見直すこと。
- (6) 能登半島のように地震被害から復旧していない状況で風水害が発生するなど、異なる災害種別により再度被災した場合の、被害認定の考え方や判定方法等を整理すること。
- (7) 被災者台帳作成機能を有する防災情報システムの導入について、緊急防災・減災事業

債の対象事業に含めるなどの財政措置に取り組んでいるが、対象自治体が限定的であり、かつ時限的な措置であるため、システムの導入及び運用に要する経費に対して、更なる財政支援を行うこと。

- (8) 内閣府は、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行をはじめとした被災者支援手続を迅速に行うためのシステムとして、J-LIS の「クラウド型被災者支援システム」の導入を全国的に推奨しているが、提示されている料金体系では、人口の多い指定都市等での導入やデータ連携が困難であるため、全国の自治体が容易に利用できるよう、料金体系の見直し又は財政支援を行うこと。

3 高層建築物等への長周期地震対策

高層建築物や長大橋などの巨大構造物については、長周期地震の影響が大きいと考えられることから、国が進めている相模トラフ沿いの巨大地震による影響の調査について、早急な公表及び対策の実施を進めること。

4 富士山等の大規模噴火による火山灰対策

富士山等の大規模噴火に備えるため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制を強化し、観測成果の迅速な流通を図ること。
また、降灰予報の更なる精度向上（場所・層厚等）を図るとともに、降灰時の避難判断や都市機能維持のための対策等を迅速に行えるよう広域降灰にも対応する注意報、警報を早期に導入・運用すること。
- (2) 降灰による交通機関への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、具体的な対策を示すこと。また、国道や高速道路など都県境の道路も含めた首都圏全体の道路ネットワークの維持に係る基本計画を提示すること。
- (3) 降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響に係る明確な調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、ライフライン事業者等が行うべき降灰対策について、推奨される資機材の仕様等を具体的に提示すること。
- (4) 大量の火山灰の降灰があった際の火山灰の最終処分について、自治体や関係機関等の意見も尊重しながら、海上投棄を可能とするなどの法的整備等を早急に行うこと。また、処分等の費用について、活火山法等において、自治体の負担軽減策を位置付けること。
- (5) 避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを提示すること。

- (6) 大規模降灰時の国による広域的な物資供給のオペレーションを提示すること。
- (7) 大規模降灰が家電など家庭にある設備等に与える影響の調査研究及び周知を行うこと。

5 大規模水害対策

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川などが氾濫し、茨城県、栃木県、宮城県などで広範囲の浸水被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても、九都県市全域を含め、関東、東北、東海地方の多くの地域に甚大な被害が及んだ。人口や産業が集積した首都圏では、荒川及び利根川、多摩川等の国が管理する大河川で大規模水害が発生した場合、被害が甚大となるので、国が責任を持って、大規模水害対策を確実に推進するとともに、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 都県境を越える百万人単位の広域避難は、自治体だけでは十分な対応が困難な課題であるため、避難手段の確保や誘導等、国は強いリーダーシップを持って対策を推進すること。
- (2) 大規模水害対策に係る現行制度の改善や新たな仕組み・体制を構築する場合には、自治体の意見を十分に取り入れること。また、自治体などが行う新たな対策については、必要な財源などの措置を講じること。
- (3) 災害対策基本法において、防災基本計画に明記している「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本原則を明確にするとともに、居住地域の災害リスクに関する情報の把握や、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保についても住民の責務と明示するなどの改正を行うこと。
- (4) 荒川・多摩川水系河川整備計画に記載された調節池群など、大河川の氾濫を防止する治水対策の着実な推進とともに、既存施設の維持管理を適切に行うこと。併せて、大雨による洪水が想定される場合には、ダム貯水容量を確保するとともに、必要に応じて事前放流などの調整を行い、ダム下流の自治体に対して適切な時期に必要な情報が伝達されるよう体制を整備すること。
- (5) 荒川や利根川、多摩川などの大河川の洪水や、高潮による氾濫が発生した場合、広範囲かつ長期間浸水する恐れのある地域における早期の排水に向けた体制の充実を図ること。
- (6) 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」は令和 7 年度までとされているが、今後も各自治体が国土強靱化に対する取組を継続して実施できるよう予算措置を講ずること。

6 首都圏に立地する石油コンビナートにおける減災対策の促進

首都圏の経済活動や市民生活を支える石油コンビナート地域の防災・減災対策を推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国が発表した首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。
- (5) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都県市などの行政機関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。
- (6) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。
- (7) 高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。

7 安定的な燃料供給体制の確立

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、燃料供給が確実に確保されないと、首都圏が大きく混乱し、住民生活に支障を来すとともに、復旧・復興の妨げになることが懸念されることから、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 国は、国家備蓄及び民間備蓄の活用並びに災害時石油供給連携計画の適切な運用等により、燃料供給体制を確保すること。
- (2) 応急・復旧活動及び住民生活への影響を極力抑えるため、中核給油所、住民拠点SS等

に対して継続的に燃料供給を行うこと。

- (3) 災害対策上重要な施設（災害拠点病院をはじめとする医療施設、上下水道施設、警察・消防施設、交通施設など）へ継続的に燃料が供給されるよう、自治体との連携を更に強化するなど、体制を整備・運用すること。

8 緊急地震速報の改善

緊急地震速報について、首都直下地震等に対応できるよう発表の迅速性と予想精度向上のため以下の取組を早急に行うこと。

- (1) 発生した地震をより迅速・正確に観測できるよう、地震観測点を適切な位置に増設すること。
- (2) 観測された地震の情報を即時に分析し、大きな地震動が予想される地域及び震度をより迅速・正確に推定するなど、予測技術の更なる改善を推進すること。

9 訪日外国人旅行者等に向けた防災情報等の発信強化

国が防災機関や情報配信事業者等に提供する防災情報については、外国人への均質的かつ迅速な情報発信の観点から、一元的に多言語化を図ること。

また、訪日外国人旅行者が、滞在する自治体の防災情報等を円滑かつ確実に入手できるよう、各種媒体の周知や、各自治体が発信する情報を国の防災情報発信ツール等で案内するなど、情報発信の強化を図ること。

10 地震・津波対策の財政支援

「首都直下地震対策特別措置法」に基づく緊急対策区域を抱える首都圏の都県市に対して、地震・津波対策の財政支援等の措置を実施すること。

11 マンションにおける防災力の向上

マンションにおける防災力の向上のため、以下の事項に取り組むこと。

- (1) エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。
- (2) 管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう、自治体の意見を十分に聞きながら、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」で示された施策の方向性に沿

った取組を推進すること。

- (3) 管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して、地方財政に負担がないよう、財政的な支援を行うこと。
- (4) エレベーター等の迅速な点検、復旧のための技術者確保に向けて、業界団体との連携や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- (5) 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地縁による団体等の地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。

12 ライフライン施設の耐震化

ライフライン施設の耐震化などを推進するため、以下の対策に取り組むこと。

- (1) 首都中枢機能の維持及び首都圏における経済活動の継続のため、電力・都市ガス・通信関係の事業者等に働きかけ、広域に及ぶ発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図るとともに、ガスなどの埋設管の耐震化や無電柱化を促進すること。
- (2) 光ケーブル回線の格子化や、衛星通信回線によるバックアップ体制の構築など、通信の多重化策を促進すること。
- (3) 緊急交通路（緊急車両の通行を円滑にするため、大規模災害時に一般の車両が通行を禁止・制限される道路）における共同溝の設置についても推進すること。

13 一体的な防災対策の実現に寄与する情報共有の円滑化に向けた取組

国・地方公共団体の一体的な防災対策実現に寄与する、情報共有を円滑に進めるため、以下の取組みを国主導で早急に行うこと。

- (1) 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と自治体の防災情報システムとの接続に必要なデータフォーマット形式を統一するなど、技術的な基準・環境整備を行うこと。
- (2) 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）への参加促進に当たっては、導入や運用に関する各自治体向けのガイドラインの策定や、その周知等に取り組むなど、必要な支援を行うこと。

14 伝達手段の多様化・立体化

災害時における伝達手段の多様化・立体化を図るため、国主導による非地上系ネットワーク（NTN：Non-Terrestrial Network）の構築を推進すること。

15 倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向けた措置

倒壊家屋等の解体・撤去等の円滑化に向け、以下の対策に取り組むこと。

(1) 災害時の応急措置に伴う倒壊家屋等の除去等の推進について

災害対策基本法第 64 条第 2 項では、市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物または物件の除去その他必要な措置を講ずることができる旨を規定している。

しかし、必要な措置を講ずるための条件が不明確であり、建物所有者との訴訟リスクなどが存在することから、市町村長が除去等を判断することが困難となっている。

能登半島地震では、多くの家屋が倒壊する被害が発生したが、首都直下地震等においても、建物被害は相当な数に及ぶと見込まれており、倒壊した家屋等を適時に除去できない場合、救出救助活動の大きな妨げとなり、被害が拡大する恐れがあるため、以下の対策に取り組むこと。

①災害対策基本法第 64 条第 2 項に基づく倒壊家屋等の除去等に当たり、具体的な判断基準や除去等の範囲を明確に示すこと。

(2) 倒壊家屋等公費解体・撤去の推進について

公費解体制度は、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として、区市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものである。

しかし、公費解体は、所有者からの申請に基づく制度となっていることから、能登半島地震における所有者が不明または所在不明の倒壊家屋等では、申請に時間がかかることや、申請が行われないことが、解体・撤去の妨げとなっている。

首都直下地震等では、多くの建物が倒壊し、所有者が不明または所在不明のケースも相当多く見込まれることから、首都機能の迅速な復旧や復興に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、以下の対策について取り組むこと。

①所有者が不明または所在不明の倒壊家屋等が残置されていることにより、被災地の迅速な復旧・復興に支障を来す場合に、区市町村が所有者の申請に拠らず解体・撤去ができるよう、公費解体制度の見直しを行うこと。その上で、具体的な判断基準、解体・撤去の範囲や手続きを明確に示すこと。

16 避難所環境整備に資する大型資機材等の確保に係る支援

政府が災害関連死ゼロの実現を目指している中で、避難生活に直結する避難所運営や避難所環境整備、物資調達については、避難所の QOL 対策として、災害関連死を防ぎ被災者の命をつなぐ根幹部分ともいえるが、各自治体のみで十分な物資・資機材を配備することは財政面、保管スペース等の様々な制約により困難であることから、以下の事項に取り組むこと。

- (1) 「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」などの避難所環境整備に資する大型資機材等（ベッド、キッチンカー、トイレ・シャワー関連設備、大型エアー TENT、発電機、空調設備等）の確保に係る財政支援を継続、拡充すること。
- (2) 国が広域的に常備しているストックの拡充や保管スペースの確保といった事前の備えに加えて、発災時の物資のニーズ調整や配送などのオペレーションをより円滑に行うことができるような仕組みの導入など、自治体の負担軽減を継続的に図ること。

17 孤立集落対策に対する財政支援

災害時に孤立のおそれがある地域における避難所の備蓄の強化や、通信手段・物資輸送手段の確保等の孤立集落対策に必要な費用に対する財政支援措置を講じること。

18 被災者支援システムの標準化

被災者支援システムについて、システム標準化を早急に構築すること。その際は、先行導入している自治体に不利益にならないように配慮すること。

19 国の防災体制の強化

発災時の初動対応はどの災害においても共通する部分が多いことから、防災庁が被災地での初動対応の役割を担い、全国各地で頻発している災害対応のノウハウを蓄積し、地方自治体に対し過去の災害対策、復興対策から得た教訓等を最大限生かせるような体制を整備した組織とすること。

内閣府防災の機能強化を、都道府県職員の割愛採用などの仕組みで恒久的な制度として創設するのではなく、国が直接、国家公務員として採用・育成し、地域防災力強化のための体制を整備すること。

提 案 書

(国民保護の推進)

令和 7 年 7 月

九都県市首脳会議

令和7年7月

九都県市首脳会議

座長	横浜市 長	山中 竹 春
	埼玉県 知事	大野 元 裕
	千葉県 知事	熊谷 俊 人
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐 治
	川崎市 長	福田 紀 彦
	千葉市 長	神谷 俊 一
	さいたま市長	清水 勇 人
	相模原市長	本村 賢 太 郎

提案項目 目次

首都圏における国民保護の推進について

1	国民保護に関する理解を深めるための啓発・研修	1
2	避難行動に係る広報の充実	1
3	避難施設の指定促進に向けた取組	2
4	緊急一時避難施設の整備	2
5	住民の広域避難に関するマニュアルの策定や関係機関の総合調整	2
6	自治体職員の人材育成への支援に向けた取組	2
7	武力攻撃事態や大規模テロ等に備えた物資・資機材等の備蓄	3
8	緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達及び訓練の実施	3

首都圏における国民保護の推進について

ロシアによるウクライナへの侵攻や、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、国際情勢が緊迫化するなか、武力攻撃事態やテロの脅威は我が国にとっても例外ではない。とりわけ首都圏は、我が国の総人口の約3割が集中していることや、世界各国から多くの来街者が見込まれること等から、首都圏でテロ等の国民保護事態が起きた場合には、大規模な被害が発生することが想定される。

こうした状況を踏まえ、首都圏住民や世界各国からの来街者が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国と自治体が緊密に相互連携・情報共有を図りながら、大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このことから、国が強いリーダーシップを持って住民等への普及啓発、広域避難に関する指針の提示など国民保護に係る具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

1 国民保護に関する理解を深めるための啓発・研修

国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者・外国人観光客等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。

特に、大都市部における大規模商業施設管理者等については、ファーストレスポンダー(初動対応者)としての対応に関する啓発・研修の機会を設けること。

また、住民や今後更なる増加が予想される世界各国からの来街者に対し、理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、国民保護に対する意識の醸成を図ること。

2 避難行動に係る広報の充実

住民の弾道ミサイル落下時における避難行動について理解を深めるために、地域特性や状況に応じた適切な行動に関する広報の充実を図ること。

また、国民保護ポータルサイト上で位置情報を用いて避難施設へのルートを瞬時に表

示するよう改修を行うなど利便性の向上を図ること。

3 避難施設の指定促進に向けた取組

国民保護法第 148 条により、都道府県知事及び大都市特例により指定都市の長が、国民保護法施行令第 35 条で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しているが、施設管理者の同意を得やすいよう、避難施設として使用された場合の損害補償等を制度化すること。そのうえで、国から関係機関や全国展開している民間事業者などに働きかけを行うこと。

4 緊急一時避難施設の整備

ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するため、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を住民の一時的な避難先として活用できるよう、緊急一時避難施設への改修費用に対し、その財源を措置すること。

また、より過酷な攻撃を想定した地下シェルターを含む避難施設のあり方について、国において調査・検討を進めるとともに、整備方針を示すこと。

5 住民の広域避難に関するマニュアルの策定や関係機関の総合調整

迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が都道府県に行う指示事項と国・都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を以下のとおり策定すること。

- (1) 住民避難の実施について、国は首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うとともに、事態発生からの時系列や事態の規模等を踏まえ、各フェーズに応じた住民の避難方法などの基本的な考え方を対処マニュアル等に盛り込むこと。
- (2) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者との連携のあり方について、国の基本指針の記載を踏まえ、具体的な考え方を盛り込んだモデルケースを示すこと。

6 自治体職員の人材育成への支援に向けた取組

国は、国民保護に係る自治体職員の人材育成を図るため、以下の支援に取り組むこと。

- (1) 武力攻撃事態や大規模テロ等を想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。

また、より実践的なシナリオ作成に資するよう、事態認定に至る具体的な事案の例、

事案発生から事態認定までの所要時間の目安等を示すこと。

- (2) 専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を充実させるとともに、自治体の費用負担をなくす等、より多くの職員が参加できるようにすること。また、各自治体が実施している研修会の費用負担や講師派遣等の支援を行うこと。

7 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えた物資・資機材等の備蓄

武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資機材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。

- (1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資機材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。
- (2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

8 緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達及び訓練の実施

あらゆる緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達を円滑に行うため、以下のとおり整備対応すること。

- (1) 緊急事態において、迅速かつ適切な情報伝達により国民が避難時間を確保できるよう、情報伝達技術の更なる改善を図ること。
- (2) 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、想定される緊急事態の形態毎に発信情報の内容や発信基準を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。
- (3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施にあたっては、住民理解の促進等が図られるよう、訓練自治体が事前周知に取り組むための実施日の早期の提示や国としての国民への広報を行うこと。

添付資料（検討状況の概要）

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化に関する検討会
検討状況の概要

1 課題背景

中小企業の持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上とともに、価格転嫁の円滑化により企業の稼げる力を高めていく必要がある。

企業のサプライチェーンは都県を越えて広がっていることから、九都県市が更に連携して価格転嫁の円滑化に向けて取り組んでいくことが重要である。

また、価格転嫁対策の推進には、発注側となることが多い上場企業への働き掛けが有効であり、全国の上場企業の約6割を有する九都県市が一体となり、機運醸成に取り組むことが効果的である。

そこで、九都県市が連携して、各種支援ツールの活用や事業者に対する周知啓発活動等の取組を実施することとした。

2 検討会における取組

- (1) 各都県市の価格転嫁HPに各種支援ツールのリンクを掲載
- (2) 各都県市の好事例や相談事例のリンクを掲載
- (3) 首長連名により、依頼文・価格転嫁に関するチラシを作成し、企業・経済団体に通知
- (4) 金融機関と連携した取組の実施を検討
- (5) ノウハウや支援策、好事例などの情報を共有

3 検討経過

(1) 第1回検討会（令和7年2月7日）

- ・事前調査の結果をもとに、各都県市における課題や取組状況を共有し、課題解決に向けた意見交換を実施した。
- ・好事例の共有を図るとともに、九都県市が連携して実施すべきと思われる取組を確認した。
- ・今後の検討会の進め方について協議し、決定した。

(2) 第2回検討会（令和7年3月5日（書面））

- ・今後の取組の方向性について協議を行った。
- ・合意を経た取組の方向性に基づき、具体的な取組内容を検討していくこととした。
- ・中間報告案について協議を行った。

(3) 第3回検討会（令和7年5月28日（書面））

- ・トランプ関税の影響により中小企業にしわ寄せが行くことがないよう、企業・経済団体への通知を早めることとし、首長連名の依頼文・チラシ（案）について協議を行った。
- ・各都県市における取組状況を共有。
- ・今後のスケジュール案について確認を行った。

(4) 第4回検討会（令和7年7月3日（書面））

- ・合同記者発表資料（案）について協議を行った。

- ・協議事項等選定調書について協議を行った。

(5) 第5回検討会（令和7年8月7日（書面））

- ・1年間の検討成果を確認し、10月の最終報告案について協議を行った。

4 検討会の成果

各都県市における取組状況や課題の共有を行うとともに、九都県市で連携し、事業者に対して価格転嫁の円滑化について理解と協力を求める周知啓発活動や各都県市の取組の横展開等を行った。

○中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた九都県市連携での周知啓発活動 （令和7年6月23日より周知開始）

【周知啓発活動の概要】

1 目的

成長と分配の好循環の実現に向けて持続的な賃上げを中小企業にまで波及させるため、適正な価格転嫁をサプライチェーン全体で推進すること

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 周知啓発内容

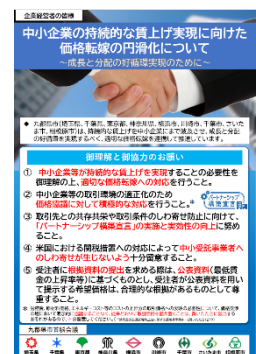
別紙のとおり、価格転嫁の円滑化について事業者理解と協力を求める

4 周知方法

- ・各都県市から企業に対し、直接手交や郵送、メール等による周知
- ・経済団体や業界団体を通じた周知
- ・金融機関等を通じた周知
- ・各都県市のホームページや公式SNSを通じた周知 等

5 報道発表の実施

令和7年7月31日に九都県市合同の報道発表を実施



チラシ

○各都県市の取組の横展開

検討会を開催した結果、以下の取組が各都県市に広がった。

- ・各都県市の価格転嫁HPに埼玉県の支援ツールのリンクを掲載
- ・金融機関と連携した支援情報等の周知
- ・専門家による価格交渉の伴走型支援
- ・価格転嫁に関するセミナー・講習会の開催
- ・価格転嫁に関する相談窓口の設置・相談対応 等

5 今後の取組予定

第88回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

令和7年6月吉日

企業経営者の皆様

九都県市首脳会議

埼玉県知事	大野	元裕
千葉県知事	熊谷	俊人
東京都知事	小池	百合子
神奈川県知事	黒岩	祐治
横浜市長	山中	竹春
川崎市長	福田	紀彦
千葉市長	神谷	俊一
さいたま市長	清水	勇人
相模原市長	本村	賢太郎

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた
価格転嫁の円滑化について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業は、日本の全企業数の99.7%を占め、生産、流通などを担うとともに雇用を支えるなど、地域の経済活動全般において重要な役割を果たしています。サプライチェーン全体が共存共栄し、持続的な成長を遂げるためには、中小企業が適正な利潤を確保し、賃上げの流れを確かなものにしていく必要があります。

このため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、価格転嫁の円滑化を連携して推進しています。

一方、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国における関税措置等が企業の経営に与える影響が懸念されており、中小企業にしわ寄せがいかないよう、一層の取組が必要です。

適正な価格転嫁のためには、発注者が価格交渉に応じるなど、取引環境の適正化を図ることが必要不可欠であり、今国会で成立し、令和8年1月1日から施行される下請法改正法においては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規定が追加されています。

ついては、今般の趣旨について御理解をいただき、下記の事項について適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 御理解と御協力をお願いしたい事項

- (1) サプライチェーン全体での共存共栄が持続的な成長に不可欠であることから、中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を理解し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- (2) 中小企業等の取引環境の適正化のため、発注者側から定期的な価格協議の場を設けるとともに、中小受託事業者から要請があった際には、交渉のテーブルに着き、価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- (3) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買ったときに該当するおそれがあるので、十分留意すること。
- (4) 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- (5) 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないように十分留意すること。
- (6) 受注者に根拠資料の提出を求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 添付資料

チラシ

4 参考

- (1) 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toriteki_seiritsu.html
- (2) パートナーシップ構築宣言（内閣府・中小企業庁）
<https://www.biz-partnership.jp/>

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

5 問い合わせ先

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	産業労働部 産業労働政策課	048-830-3702
千葉県	商工労働部 経済政策課	043-223-2703
東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5556
横浜市	経済局 中小企業振興部 中小企業振興課	045-671-4236
川崎市	経済労働局 経営支援部 経営支援課	044-200-3722
千葉市	経済農政局 経済部 産業支援課	043-245-5284
さいたま市	経済局 商工観光部 経済政策課	048-829-1362
相模原市	環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課	042-707-7154

令和7年6月吉日

経済団体 御中

九都県市首脳会議

埼玉県知事	大野	元裕
千葉県知事	熊谷	俊人
東京都知事	小池	百合子
神奈川県知事	黒岩	祐治
横浜市長	山中	竹春
川崎市長	福田	紀彦
千葉市長	神谷	俊一
さいたま市長	清水	勇人
相模原市長	本村	賢太郎

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた
価格転嫁の円滑化について（依頼）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中小企業は、日本の全企業数の99.7%を占め、生産、流通などを担うとともに雇用を支えるなど、地域の経済活動全般において重要な役割を果たしています。サプライチェーン全体が共存共栄し、持続的な成長を遂げるためには、中小企業が適正な利潤を確保し、賃上げの流れを確かなものにしていく必要があります。

このため、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は、価格転嫁の円滑化を連携して推進しています。

一方、長期化する原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に加え、米国における関税措置等が企業の経営に与える影響が懸念されており、中小企業にしわ寄せがいかないよう、一層の取組が必要です。

適正な価格転嫁のためには、発注者が価格交渉に応じるなど、取引環境の適正化を図ることが必要不可欠であり、今国会で成立し、令和8年1月1日から施行される下請法改正法においては、協議に応じない一方的な代金決定を禁止する規定が追加されています。

このたび、九都県市首脳会議では、事業者にご理解と御協力をいただきたい事項を下記のとおり通知及びチラシにとりまとめましたので、貴団体から、会員企業等に対する周知について、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 御理解と御協力をお願いしたい事項

- (1) サプライチェーン全体での共存共栄が持続的な成長に不可欠であることから、中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を理解し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- (2) 中小企業等の取引環境の適正化のため、発注者側から定期的な価格協議の場を設けるとともに、中小受託事業者から要請があった際には、交渉のテーブルに着き、価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- (3) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買ったときに該当するおそれがあるので、十分留意すること。
- (4) 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- (5) 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないように十分留意すること。
- (6) 受注者に根拠資料の提出を求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

2 対象者

中小企業等に対して発注を行う全ての事業者

3 添付資料

チラシ

4 参考

- (1) 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toriteki_seiritsu.html
- (2) パートナーシップ構築宣言（内閣府・中小企業庁）
<https://www.biz-partnership.jp/>

(3) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（内閣官房・公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki jun/romuhitenka.html>

5 問い合わせ先

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	産業労働部 産業労働政策課	048-830-3702
千葉県	商工労働部 経済政策課	043-223-2703
東京都	産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4744
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5556
横浜市	経済局 中小企業振興部 中小企業振興課	045-671-4236
川崎市	経済労働局 経営支援部 経営支援課	044-200-3722
千葉市	経済農政局 経済部 産業支援課	043-245-5284
さいたま市	経済局 商工観光部 経済政策課	048-829-1362
相模原市	環境経済局 経済部 産業支援・雇用対策課	042-707-7154

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について

～成長と分配の好循環実現のために～

- ◆ 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、持続的な賃上げを中小企業にまで波及させ、成長と分配の好循環を実現するべく、適切な価格転嫁を連携して推進しています。

御理解と御協力をお願い

- ① 中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を御理解の上、適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- ② 中小企業等の取引環境の適正化のため価格協議に対して積極的な対応を行うこと。
- ③ 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- ④ 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないように十分留意すること。
- ⑤ 受注者に根拠資料の提出を求める際は、公表資料(最低賃金の上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

※ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがあるので、十分留意してください。(下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4-5買いたたき(2)ウ)

九都県市首脳会議



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市

パートナーシップ構築宣言

内閣府・中小企業庁

- ① 取引先との共存共栄の取組や「取組条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

(宣言項目)

- ・ サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
- ・ 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守
- ・ その他独自の取組



「パートナーシップ構築宣言」
ポータルサイト

- ② 宣言はポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)で公表されます。

- ③ 宣言企業は「ロゴマーク」を使用でき、取組をPRできます。

- ④ 国や地方公共団体の取組の一部で優遇措置が受けられます。



価格交渉に役立つ情報を収集したい

価格交渉の根拠となる公表資料（例）

中小企業庁

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料の掲載サイトが一覧でまとめられています。

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料（例）

検索

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>



中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

中小企業庁

取引先と価格交渉を行うために準備しておくといつツールや、交渉を行う上で押さえておくといポイントなどを、分かりやすくまとめています。

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

検索

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

内閣官房・公正取引委員会

- ① 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ② 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ
- ③ 公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法や下請代金法に基づき厳正に対処することが明記

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

検索

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



【問い合わせ先】 各都県市の問い合わせ先を記載

〇〇県（市）〇〇〇部〇〇〇課 電話 〇〇〇〇〇〇

盛土規制法の適切な運用に向けた検討会 検討状況の概要

1 課題背景

令和３年に、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じたことを踏まえ、令和４年に改正された宅地造成及び特定盛土等規制法について、多くの自治体で令和７年度中に規制を開始し、法を適正に運用するため、九都県市で共同して、法の周知徹底や事例研究などを行うこととなった。

2 盛土規制法の適切な運用に向けた検討会の取組

- (１) 各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知するため、効果的なＰＲ方法の検討・実施
- (２) 不法盛土への対応やＤＸの活用等の事例の共有
- (３) 手続面や技術面における課題等の共有・研究

3 検討経過

(１) 第１回検討会（令和７年７月１６日）

- ア 検討会の趣旨及び検討項目の再確認を行った。
- イ 各都県市が既に実施しているＰＲ方法を共有するとともに、今後の検討の進め方を協議し、決定した。

(２) 第２回検討会（令和７年１０月１日）

- ア 法の周知徹底等に向けて、具体的なＰＲ方法を協議し、一斉パトロール等を実施することとした。
- イ 各都県市の不法盛土対応とＤＸの活用事例を、情報共有した。
- ウ 各都県市の手続面や技術面における課題等について、特に研究すべき課題を第３回検討会で研究することとした。

4 今後の取組予定

第２回検討会で決定した一斉パトロールなどのＰＲ活動を実施する。また、各都県市で共同して研究すべき課題への対応を協議し、第８９回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了する。

働く女性の活躍推進に向けた取組に関する検討会 検討状況の概要

1 課題背景

人口減少が進む中、持続可能な社会の形成に向けては、新たな視点からの発想や想像力を生み出す多様性の確保が欠かせない。これまでにない柔軟な視点を取り入れて価値を創造していくことは、都市の活力向上にも繋がる。

こうした観点から、日本全体へ女性活躍の輪を拡げるための第一歩として、首都圏の自治体が一体となり、女性活躍の気運を更に拡げられるよう検討を行う。

2 検討会における取組

- (1) 女性活躍を推し進めるための方策についての意見交換
- (2) 女性活躍の気運醸成に向けた九都県市自治体との連携

3 検討経過

(1) 第1回検討会（令和7年7月1日）

- ・各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組について、意見交換を行った。
- ・女性活躍の気運を更に拡げられるよう、各都県市から提案のあった連携案について整理を行い、今後の進め方について議論した。

(2) 第2回検討会（令和7年8月18日）

- ・第1回検討会において、各都県市から提案のあった連携案のうち、令和7年12月までに実施するものについて、具体化に向けた要件整理を行った。

4 取組の成果

令和7年7月から9月までの間、各自治体の女性活躍関連のイベントやセミナー等において、九都県市の女性活躍に向けた取組を一体的に周知した。

5 今後の取組予定

引き続き、各都県市における取組を進めるとともに、九都県市が一体となって女性活躍の気運を更に拡げられるよう、連携に向けた検討を行う。